

第四十八回国会 建設委員会 議 録 第十六号

昭和四十年四月二十八日(水曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事 正示啓次郎君 理事 廣瀬 正雄君

理事 福永 一臣君 理事 三池 信君

理事 井谷 正吉君 理事 岡本 隆一君

理事 西宮 弘君

理事 稻村左近四郎君 小淵 恵三君

大倉 三郎君 大野 明君

木村 武雄君 佐藤 孝行君

田村 元君 堀内 一雄君

山村新治郎君 山本 幸雄君

渡辺 栄一君 渡辺美智雄君

金丸 徳重君 久保田鶴松君

兒玉 末男君 原 茂君

稻富 稜人君 玉置 一徳君

出席國務大臣 建設 大臣 小山 長規君

出席政府委員 建設政務次官 白濱 仁吉君

建設事務官 志村 清一君

(計画局長) 建設事務官 鮎川 幸雄君

(都市局長) 建設技官 上田 稔君

(河川局長) 建設技官 尾之内由紀夫君

(道路局長) 建設技官 尚 明君

(住宅局長) 建設技官 尚 明君

委員外の出席者 郵政事務官 合田 淳一君

(簡易保険局長) 金運用課長 国宗 正義君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

建設事務官 河川局長 熊本 政晴君

四月二十二日

委員玉置一徳君辞任につき、その補欠として受

田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員受田新吉君辞任につき、その補欠として玉

置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員篠田弘作君辞任につき、その補欠として田

村元君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員天野光晴君、木部佳昭君、田村元君、丹羽

喬四郎君及び中嶋英夫君辞任につき、その補欠

として山村新治郎君、小淵恵三君、篠田弘作

君、渡辺美智雄君、及び兒玉末男君が議長の指

名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君、山村新治郎君、渡辺美智雄君

及び兒玉末男君辞任につき、その補欠として木

部佳昭君、天野光晴君、丹羽喬四郎君及び中嶋

英夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

四月二十二日

三多摩地区内の公営住宅払下げに関する請願外

七件(本島百合子君紹介)(第二八五八号)

自転車専用道路建設に関する請願(倉石忠雄君

紹介)(第二九六五号)

都市地下駐車場建設促進に関する請願(藤枝泉

介君紹介)(第三〇二七号)

吉井川下流直轄河川事業促進に関する請願(星

島二郎君紹介)(第三〇八八号)

備後工業整備特別地域と倉吉地帯を結ぶ道路の

国道編入に関する請願(星島二郎君紹介)(第三

〇八九号)

発電水利使用料の改定に関する請願(宇野宗佑

君紹介)(第三五九号)

君紹介)(第三五九号)

君紹介)(第三五九号)

君紹介)(第三五九号)

君紹介)(第三五九号)

地代家賃統制令撤廃に関する請願(瀬戸山三男

君紹介)(第三四四四号)

は本委員会に付託された。

同日

四月十二日

関屋分水事業促進に関する陳情書(新津市議会

議長石山常一)(第七八号)

東京湾周辺地域の輸送交通路対策促進に関する

陳情書(東京都千代田区大手町一丁目四番地東

京湾総合開発協議会長友納武人)(第七九号)

都市計画推進に関する陳情書(東京都千代田区

平河町二丁目九番地第十六回全国都市計画協議

会長飯沼一省外二名)(第八〇号)

東北自動車道建設に関する陳情書(栃木県議会

議長田村賢作)(第八一号)

地方道の整備促進等に関する陳情書(東京都千

代田区三年町一番地全国道路利用研究会会長南

條徳男)(第八二号)

下水道事業の整備促進等に関する陳情書外一件

(日本下水道協会埼玉支部長川口市長大野元

美外五十三名)(第八三三三)

日南、八代間二級国道の一級国道指定等に関す

る陳情書(宮崎県市議会議長会長宮崎市議会議

長兒玉辰生)(第八四号)

二級国道二二〇号線を建設省直轄管理路線に指

定に関する陳情書(宮崎県市議会議長会長宮崎

市議会議長長兒玉辰生)(第八五号)

公営住宅法の一部改正反対に関する陳情書(京

都市嵐山巖崎市営住宅四九号京都公営住宅連合

協議会長高橋徳三外二名)(第八六号)

治水新五箇年計画確立等に関する陳情書(京都

府治水協会会長宇治市長新庄義信外二名)(第一五

二二)

関東ローマ地域の道路整備促進に関する陳情書

(関東一都九県議会議長会代表東京都議会議長

大久保重直外九名)(第一五三三)

都市改造対策確立に関する陳情書(東海北陸七

県議会議長会代表三重県議会議長西口喜太郎)

(第一五四号)

東北自動車道の早期建設等に関する陳情書(青

森市大字浦町字奥野八十八番地青森県自動車団

体連合会長菊池武正外一名)(第一九六号)

積雪寒冷地の道路舗装改良事業費国庫補助等に

関する陳情書(北海道市議会議長会長札幌市議

会議長齊藤忠雄)(第二九七号)

公共事業の建設費に対する国庫負担金の基礎単

価引き上げに関する陳情書(北海道市議会議長

会長札幌市議会議長齊藤忠雄)(第二九八号)

公営住宅の建設基準単価引き上げ等に関する陳

情書(北海道市議会議長会長札幌市議会議長齊

藤忠雄)(第二九九号)

北陸自動車道建設促進に関する陳情書(福井県

議会議長山本宇平)(第三〇〇号)

県道の整備促進に関する陳情書(高松市六番町

一番地の十九番川原町村議会議長会長合田重

博)(第三〇一号)

島原半島の二級国道貫通促進に関する陳情書

(長崎市興善町六番二十四号長崎県町村議会議

議長長増本重)(第三〇二号)

対馬縦貫道路貫通促進に関する陳情書(長崎市

興善町六番二十四号長崎県町村議会議議長長増

本重)(第三〇三三)

住宅団地造成の規制等に関する陳情書(十都道

府県議会議長会代表神奈川県議会議長篠崎隆外

八名)(第三〇四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方住宅供給公社法案(内閣提出第一二四号)

建設行政の基本施策に関する件

建設行政の基本施策に関する件

建設行政の基本施策に関する件

建設行政の基本施策に関する件

建設行政の基本施策に関する件

○森山委員長 これより会議を開きます。

建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。岡本隆一君。

○岡本委員 久しぶりの委員会でございますが、委員会が開かれますにつきまして、一応建設大臣から建設行政の、また、単に建設行政だけでなく、国の行政の一般的な問題に通ずることであると思うのでありますが、大臣の御所見を承っておきたいと思ひます。

委員会が四月の七日に開かれまして、それから後長いこと開かれなかったものでありますが、その間の事情を十分大臣は御承知であろうと思ひますが、まず大臣にその理由を承りたいと思ひます。

○小山國務大臣 この七日から今日まで委員会が開かれなかったいきさつについては、いろいろなうわさは聞いておりますけれども、確たることは承知していないわけでありまして、

○岡本委員 そういたしますと、なぜ開かれなかったかということは大抵は御承知でない、建設省全体として、そういう問題は御承知でない、したがって従来と何も改めるところはない、ただばく然と委員会が休まれておつて、きょう久しぶりにやろうじゃないかということで開かれたというふうなことを御理解であります、だいたい私どもと考へが違つてございまして、それで、きょう委員会が再開されますにつきましては、やはり委員長と大臣との間に何かのお話があり、またそれについてはお互いに了解があつて、その了解点に達した上で、きょう委員長が委員会を開会されたものと私は理解しております。しかしながら、単に問題が明らかにされないまま、くすぶつたような形で、そのまま霧散してしまつていふようなことでは、やはり後々のためによろしくない。こういう問題は、その所在をある程度明らかにしておいて、その上でわれわれもまた今後とも政府に対して御協力申し上げたい、私はこういう考へでおりますから、きょうお尋ねをしておるのでありますが、それじゃ大臣と委員長の間に、この委員金の再開をめぐつて、何もお話がなかったのか、非公式でもいいですが、何か話し合ひがあつて開かれたのか、その辺のことを、ひとつ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○小山國務大臣 元来、委員会というものは国会側のものでありまして、国会側が開かないをおきめになることでありますから、いわゆるわきと委員会を開会しなかつたということの間に、私は公式にはつながりはないものだと思つております。

○岡本委員 国会が委員会を開く開かぬはきめるのだ、もちろんそのとおりだと思ひます。しかしながら、この委員会が開かれなかつたという理由につきましては、国会と政府との間に、それぞれ仕事の分野におけるところの混同があつたということですね。それで、国会が国会の分野を守つて正常に運営し、政府がまた政府として、行政機関としての運営についてきちんと職分とすべき範囲を守つてやつておられたら、今度のようないふ問題は起こらなかつたと思ひます。そういうふうな点において、両者の認識の間に混乱があり、だんだんと乱れておつておるということですね。政府が、きちんと行政機関としての態度を守り、き然たる態度をもつて行政の運営に当たつておられたら、委員会がこんなに長期にわたつて休まなければならなかつた理由が存在しなかつた。そういう点について単なるうわさとして聞いていた、うわさとして聞いていたから、それじゃかつてにしよう、鳴くまで待とうホトトギスで、今日、委員会が開かれるまで漫然と建設省はお待ちになつておられたのか、あるいは、法案の審査をめぐつて、会期もだんだん終わりに近づいてくるし、やはり委員会を開いて正常な委員会の運営をやつてもらふと困るということで、委員長との間に当然政治的な折衝があつたんじゃないかと私は思つてございまして、それはいま大臣が言われたとおり、事実何もなかつたとおっしゃるのか。

○小山國務大臣 それは、委員長個人と建設省の間に何かトラブルがあつたことは聞いております。しかし、そのことと委員会が開かれなかつたこととの間に関連があるというのはおかしいと思ひます。そういうことがあつてはならぬはずでありまして、そのことのために委員会がおくれているとは、私は思つておりません。これは、何か委員長の御都合があつたり、あるいは委員会側の御都合があつて、今日まで開かれなかつたのだ、そう理解しないと、いかにもおかしいことになります。だから、そういう理解のもとに、私はいままで行動しておつたわけでありまして、

○岡本委員 大臣は、委員長個人というふうな表現をしておられますが、委員長個人と建設省との間にトラブルがあつたのではないと思つております。これはやはり委員長も委員会の運営をするに際しては、与党の理事諸君ともいろいろお話をされるでございましょうし、また野党のわれわれにもお話がございまして、また委員会をこれだけ長期に休むについては、委員長が独断でいつまでもこんな開かれなかつたというふうなことはあり得べきことじゃない。それにはやはりわれわれにも内々お話があり、われわれも委員長のその考へ方に、それはよろしいというふうな内諾をいたしまして、それでこの委員会がこうして三週間にわたつて開会されなかつた、こういうことになるわけです。いわばこれは委員会のストライキといひますか、サボタージュといひますか、そういうふうな行為でございまして、委員会がこういうふうなサボタージュ行為をやるといふことが起こるについては、それにはやはりそれだけの原因がなければならぬわけにございまして。われわれも国民の負託を受けて出てまいつておるこの国会議員でございまして。ただ個人的感情問題とかあるいは単純にやがらせとかそういうふうなことで、私たちは国民から負託されておるこの義務を怠るわけにはまいりません。だからわれわれがそういうことをするということについては、やはり政府の行政のあり方というものについて、

私たちは、基本的な問題について、疑問なり、あるいはそれを正すべき点があるということを強く考へておるから、しているわけですね。単にこれは建設省だけの問題でございせん。しかしながら問題が建設省の中で非常に露骨に出てきたから、われわれ言っているわけにございまして、その点について政府のほうは何らの反省がないということでありまして、本日の委員会もほどほどでまた中止しなければならぬということになってまいります。いかがです。

○小山國務大臣 ですから、先ほどから申し上げておるうちに、委員長と建設省の間にトラブルがあつて、それは確かにわれわれのほうも至らぬ点があつたことは認めておるわけなんです、そのことと委員会が開かれなかつたことの間に関連があるというの、私は、そういうことはあり得ない、こう思つておるわけでありまして。ですから、そういう面では、トラブルがありましたことについては、反省もし、そして今後嚴重に注意をしていくわけですが、そのことと委員会が開かれなかつたことについては、関連があるというところは、私はいささか思つておるわけでありまして、

○岡本委員 これは水かけ論のようでございまして、この程度にいたしておきまして、しかしながら、関連があり得ないのではない、関連があるから現実に委員会が開かれなかつたという事実が存在するわけでありまして、

私はこの機会に、もう一度問題点を明らかにしておいて、今後の方針をはつきり大臣から承つておきたいと思つてございまして、問題は、予算の配分という行為は行政行為です。そしてある積算の上に立つて、もちろん予算を計上して積み上げてきておられますが、しかしながら、各府県に配分されたところの河川、道路あるいは住宅その他の予算の配分のこまかいことにつきましては、これはもう行政の範囲内であつて、われわれ立法府があまり介入すべきじゃない。また予算の編成にいたしましても、これは本来は立法府の介入す

二

べきことではない、政府の権限に属することなどであり、岸内閣あたりからそれが顕著になってまいりましたけれども、予算の編成期になりますと、どんな陳情運動が行なわれ、しかもそれに国会議員が動員されて、猛烈な予算獲得運動が行なわれ、そのために圧力団体が非常に、悪いことばで申しますと、跳梁してまいっておるわけなんです。政府の予算の編成というものが、その圧力団体に左右されて、全く圧力団体に屈服した形でもって予算編成が行なわれる。そのためにいろいろ国の行政あるいは立法までがゆがめられたものになってくるというふうな傾向が、ますます顕著になってまいっております。しかしながら、やはり行政機関と立法機関というものは、きちんと節度をわきまえ、みずからも正しい姿勢というものをき然として守らなければならぬ。だから、政府は政府として、やはりき然として、行政機関として、国會もまた立法府としてき然とした態度でやってくればならぬ。それが予算編成期になりますと、与党の議員諸君が目色を変えて、圧力団体と一緒に行動して、そして予算のぶんどり合戦をやるといふふうなことになる、国会の権威というものが全く地に落ちてきておるといふのが今日の現状でございます。だから、そういう点については、国会も政府も、ことに私は強く、与党のほうでそういう態度を改められることを要望するのでございますが、同時にまた、政府もいたずらに圧力団体に屈しないようにしてもらわなければならぬ。そういうふうな慣習といえますか、陋習がだんだんしみ込んでまいりまして、今日では、行政機関も立法府も、もう与党の中のごっちゃになってしまつて、頭の中が一つになってしまつてきておるのではないかと、いふふうなことから、だんだん出てまいっておるわけなんです。

そこで、今度の問題の発端というのは、御承知のように、予算のこまかい配分の内容が、全然委員会の諸君も知らない間に、一部の国会議員の間

に漏れて、そしてその漏れておった配分が、それの一部分の議員諸君の手でもって、一斉に電報なりあるいはがき戦術というふうなもので、地元の公共団体やあるいははなしに達して至つては各住民のところへ、各地の有力者のところへ、どんなんがきで、あなたのところはこういふふうな予算がついたから、おれがそういうふうな予算をつけてやったからと言わんばかりの形で、もって配付されておるといふふうなことが、この問題の起こつた発端なんです。だから、そういうふうなことは、元来あり得べきことではないのです。予算の配分が行なわれまじたら、それはやはり政府の行政機関からそれぞれの地方行政機関に通ずるべきであつて、その間に、地方の行政機関にも知らされない間に、議員にそれが漏らされるというふうなことは、これは行政の姿としてはあり得べきことじゃない。それが、そういうふうなことが行なわれたということ、しかもそのことは、昭和三十六年のこの建設委員会でも、佐藤虎次郎さんが、そのことを指摘して、当時の中村建設大臣に、そういう意見を述べられておられる。その中村さんと佐藤さんとの間の質疑応答は、私の考え方とは少し違ひますが、しかしながら、本来そういう予算の配分というものは、これは行政機関から行政機関へと流されるべき筋合いのものであつて、議員に漏らされるべきものではない。それが漏らされるとするならば、まず建設行政に直接タッチしておる建設委員に漏らされて、しかる後に他の議員に流れていくのなら話はわかるが、話が逆じゃないかと佐藤さんは言っておられますが、私は、そういうふうな、建設委員だけに特に優先的に先に知らせるということをし上げるのじやございませぬ。そういうことも筋が間違つております。やはり予算の配分がきまりましたら、これは直接に行政機関から行政機関へ流されていくべきものであつて、その間に中間の人がそれをスクープして、それを政治的な目的に利用する、そういうふうなことは許さるべきことではないと思ひます。さらにまた、そういうふうなこ

とを一部の人たちに漏らすとするならば、それは許しがたい。行政担当者としても、許さるべからざる行為であると思つたのでございます。また、そういうふうな筋度というものをきちんとわきまえていたかなければ、公正な、また公平な国の行政というものは行なわれない。だから、そういう点について、建設大臣はどのような理解を持っておられますか。建設委員会が開会されますつきまして、やはり今後はそういうふうなことはすべきでないことであるという理解の上に立ち、建設省のそういうふうな乱れた綱紀というものを肅正するのだ、こういうふうなことをはつきり、委員長との間にお約束が取りかわされたのか、あるいは何もそういうことがなしに委員会が開かれておりますのか、私は、そういう点について承つておきたいと思ひます。

○小山国務大臣 いまおっしゃいましたようなことがあつたということを知りておりました、いままで、私は就任以来、外部に対する発表は私のところから発表するようにしておつたのであります。だから、発表前に、どこからか知りませんけれども、漏れましたというところについては、まことに遺憾であります。ですから、今後、そういう建設大臣の所管に属することが、決裁よりも前に出るようなことは絶対ないように、今後配慮いたしますので、今度の件はひとつこれでお許しを願ひたい、こう思つております。

○岡本委員 これは独立通信なんというふうな文書が――私、しばらくぶりでゆうべ宿舎へ帰りまして、参つておりましたが、その文書の中には、相当この問題についての情勢が詳しく書かれております。その出どころは政務次官ではないか、というふうなように書かれておるのでございしますが、そういうことであります、大臣といひ、政務次官といひ、これは政治家でございまして、直接いふまでも建設行政を担当される人たちがございませぬ。だから、いま大臣からもそういうふうな御説明がございまして、やはり建設省全体の中へ、自分たちがたまたまそういう地位に

あるために得られた情報、そういうふうなものを、自分たちのグループの中にどんどん流していくというふうなことが今後とも行なわれては、これは非常に将来禍根を残すことになってまいります。だから、これは大臣並びに政務次官だけの問題でなしに、また、そういうふうな問題について、そういうふうなことに建設省全体の、役所が協力するということが、そういうことがなければ、こういう事件は起こらなかつたと思うのでございしますが、大臣からそういうふうな要請を受け、あるいは政務次官からそういうふうな要請を受けたとしても、建設省としてはそういうことは絶対しないというふうな省議といふふうなものを、私はこの際はつきり立てておいたいただきたいと思つておられます。それで、以前には、そういうふうなスクープ的なことはやらなかつた、やらせない、だから、そういう点については、地方の行政機関へ流れるまでは絶対に外部には漏らさない、ということのはつきりとした申し合わせがあつたやに承つておるのであります。そしてまた、私ももういふふうな配分については、聞きに行くだけやば、だから、それを聞いて知つたかぶりをするといふふうなこともまあ慎むべきこと、こういうふうな思つておつたのでございしますが、現在そういうふうな省議といふものは、生きておるのですか、すでに死んでしまつておるのか、そういうことは、官房長がそういう点についての一番中心になられる人じゃないかと思つたのでございしますが、いかがでしょう。――それじゃ、どなたからでもいいんですが、一番古参の局長からでもけっこうでございしますが、そういう点についての建設省としての役所の中の基本的な考えですか、そういう点について、大臣のかまえておられるのはつきりしておいていただきたいと思います。

○小山国務大臣 いま、過去のことは官房長がおりませんのでわかりませんが、今後のことについては、私が責任を持ちます。そういうふうな省議が必要であれば、省議といひますか、申し合わせ

といいますが、それをいたします。

○岡本委員 それでは、その問題はその程度にいたしておきまして、もう一つ、私は、この間、新聞を見まして、建設省だいたるんであるなどつくづく感じさせられましたので、ただいまの問題に関連して承っておきたいと思うのです。

それは、例の多摩川の川原の補償の問題でございます。新聞の記事を見ますと、多摩川のゴルフ場に三千四百万円、それからトヨタの自動車練習場に千二百万円というふうな金が補償費として払われておる、こういうことでございます。そこで私は道路局長にお尋ねをいたしたいのでございますが、こういうふうな補償を支払われるにつきましては、どういうふうな考え方に立っておられますのか。河川の敷地というものは公共用地でございます。公共用地であり、しかも、河川の敷地は、河川法によつてはつきり、私権の対象にならないというところになっておるのでございます。私権の対象にならないものを、役所は使用の許可をしておる。使用の許可が与えられたら、それがまた私権の対象として復活しておるというふうなことでございまして、その点について、道路局長がそういうふうな補償のしかたについて、そこには私権が存在すると考えられるから補償をされたわけでございますが、河川敷地というものをどう御理解の上、補償されたのか、承りたい。

○尾之内政府委員 道路公団が多摩川にかけました第三京浜道路並びに東名高速道路の架橋付近の補償につきましては、ただいま岡本先生のおっしゃったような事情で支払っております。これを支払いますにつきましては、河川法上のそういう性格のものであるかということにつきまして、河川管理者と十分に相談いたしましてやうなことでございますが、御承知のように、新河川法の七十六条によりまして、こういうものに対して道路事業の起業者が補償すべきであるということが明文化されております。この問題は三十六年から占用された問題でありまして、新河川法以前の問題

ではあります。従来、旧河川法時代にはそういうものがございまして、そういうような慣習に従つて行なつておったということが明らかでございます。したがって、そういう解釈に基づきまして、工事中の補償、営業補償並びに工事に伴いますゴルフ場その他の施設の変更に必要な経費といたしまして、ただいまお話しのような金額を支払つたものでございます。

○森山委員 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○森山委員 速記を始めて。

この際、午後零時三十分まで休憩いたします。  
午前十一時四十二分休憩

午後一時十分開議

○森山委員 休憩前に引き続き、會議を開きます。

質疑を続行いたします。岡本隆一君。

○岡本委員 先ほど道路局長の御答弁で、新河川法では補償することになっておるから払つたのだ、こういうことでございまして、払つたのはまだ新河川法の実施されぬときでしよう。河川法の実施はこしの四月一日なんです。ところがこれが問題になっておるのは、決算委員会です。決算委員会というのは、一昨年、昭和三十八年度分の予算の執行をめぐつて決算をやつておるわけでありまして、まだ新河川法が議決されない当時にこの補償を払つておるわけなんです。そうしますと、新河川法に基づくとこの補償の根拠というものはどこにもないわけでございますが、局長の頭では、そのときすでに河川法が実施されておるんですか。

○尾之内政府委員 先ほど申し上げましたのは、そういう意味で申し上げたものではございません。新河川法は——これは河川局長からお答えすべきものと思ひますけれども、従来、慣行として行なわれておりましたものを、新河川法によって明文化した、こういうことで、そういう意味で申し上げた

のであります。従来、補償いたしました当時からそういう慣行であつたが、たまたま新河川法で、それが七十六条で明文化されておるというふうなことを申し上げたつもりでございます。

○岡本委員 そうすると、従来から、公共用地は貸したらそこに権利が発生して補償義務が生じてくる、こういうことになりませんか。

○上田政府委員 お答え申し上げます。

河川敷地の占用でございますが、占用をしておられます期間内において、これを取り消しをいたしました場合には、通常生ずべき損害に對しては補償をする、ということが通例になっております。

○岡本委員 ちよつと委員長に御警告を申し上げます。おきませんが、定足がそろつて初めて——数えませんが、きょうはあなたのほうも戦時体制で来られるはずですから、戦時体制で来られるなら戦時体制のようになつておいてもらふねと、きのうそのことも申し上げてあります。別にやみ取り引したわけではないですけれども、こういうふうな、あなたのほうの委員会に対する態度、日ごろ私はいつも言つておるのです。議員の最低の義務は委員会に出席することなんです。国会に出席することなんです。意見を言う言わないはその人の自由意思です。しかしながら、いやしくも国民の負託を受けて国会に出てきておる限り、国会におけるところの會議に出席するのは議員の義務です。その最低の義務をこのように軽視されるというふうな委員会では、ぼくたちはまじめに審議するわけにはまいりませんし、またそういうふうなことは、法案の採決に應じるわけにもまいりませんから、先ほど一回御警告を申し上げて、休憩していただきますが、そういう点、重ねて御警告申し上げます。

○岡本委員 一年と期間が切つてあるということ、公共の立場から使用を止めなければならぬから、公共の目的に必要でない範囲において使用の許可をする、しかし公共の目的に必要とあれば、何でも取り消すことができる

一カ年という期限つきで貸してあります。一カ年だったから補償は要らない、こういうことになるわけなんです。そこで、一カ年と期限をつけておられるのには、それ相応の理由があると思う。何もわけなしに一カ年という期限はつけてない。一カ年という期限がついてあるということには、何らかの根拠があつて一カ年という期限がついてある。そのために更新の手続をしなければならぬというところは、借りる側も手続する側もめんどろだ、また、それを受けて事務処理をする役所のほうもめんどろです。だから、差しつかえないものなら、十年でも二十年でも五十年でも期限を長くきめればいいのに、一カ年と決めておられるのは、それだけの根拠があると思ふのでございまして、それではなぜ一カ年と短く切つておられますか。

○上田政府委員 府県におきましては占用の期間を認める場合に、一応一年、あるいは二か年、三か年、あるいは三か年という期間を切つておられますが、これはいろいろの許可の条件を履行する上において、これを一年というふうな切つておるわけでございます。またそのほかに、占用料金というふうなものの変動が起つた場合においても、そういうものを明らかに、その際にでき得るものでございまして、そういうふうなことで、一年、または二か年、または三か年、たとえば電力のダムなんかは三年というふうな期間を切つておられますが、そういうふうなことで、切つておるわけでございます。したがって、先ほど占用の期間と言ひましたが、その一年という、また三年という意味ではないのでございまして、期間が終つたというところは、その最初の許可のときから一年というものはないわけでございます。

○岡本委員 一年と期間が切つてあるということ、公共の立場から使用を止めなければならぬから、公共の目的に必要でない範囲において使用の許可をする、しかし公共の目的に必要とあれば、何でも取り消すことができる

ように、長期の計画としては困るから、一年というにしているわけだ。だから、その期間が過ぎたら返してもらえばいい、補償費を払う必要はない、だからこの補償費を払われた根拠が、一年と期間が切つてある限りにおいては、その一年が過ぎれば返してもらうからいい。しばらく半年か一年工事に着手するのを待てば、それだけのものを払わなくてもいいのでありまして、あらかじめ数年前から計画が立っておりまして、直ちに橋を、いま行つてすぐかけるのではなくして、もうそういうふうな計画は、周囲からずっとセンターを引けば、いついづには、何年には、この橋を着工するというになれば、その年になれば、これは気の毒だが、橋をかけるから使用はやめてもらいましょ、こう言つて、あらかじめ了解がつくはずだ。期間中に補償費を払つてまで工事をしなければならぬ、というようなことはあり得るような公共用地に対して、しかも道路や橋をかけるというふうな場合に補償費を払われるという根拠が、どうしても見当たらない。これはあなたのほう、貸した側と、払った側と、それぞれその立場が違ひます。だから公団のほうで、したがつて道路局ということになってまいりますが、道路局のほうで、そういうふうな補償費を払うということとを承認されたことについて、私もよく了解がいきません。しかしながら、貸した側の河川局まで、いや、払つてもあたりまえですというふうな態度をとられる、しかしながら、河川局も、そういう態度をとられる、またそういう解釈をとられるということについては、どうしても納得がいかないのでありますが、再度、納得のできるように御説明願ひます。

とをお考えになつてきめられておるわけでございますが、それに準じて、河川の占用の場合も考えなくちゃいけないということになっております。例は少し違ひますが、たとえば電力会社がつくつておるダム、これは非常に事業費をかけておつておる。これもやはり占用期間としては三年程度を限つて、更新をしていつておるわけでございます。こういうものも、それではやはり三年で期限が切れたときに水没をさせれば、それはもう補償を払わなくていいかという、そうではありませんで、やはりその投資価額に対してその償却を考へて、残存価額を考へて補償をする、というのを通例にいたしておるわけでございます。それと同じような考え方が、一年を限つております。用にも考へられるわけでございます。それで、一年を限つておられますので、その一年が終つれば、それでは更新をせずに補償を払わなくてよいかといふことになりまして、その点はやはり払わなくてはならないのじやないかというのが、現在の法律上のためになつておるわけでございます。

○岡本委員 いまの御意見は、みそもくも一緒くたにしたような御意見です。ダムとゴルフ場とはだいぶ性格が違ふ。建造物そのものも、ダムといへば恒久施設としてのものです。ゴルフ場といへば、川原を整地するだけでいい。芝生を植えるだけです。しかも、ゴルフ場、運動場というものは、ここにそういう河川敷の川原を使つておるといふ限りにおいては、いつ大洪水があるかわかりません。上からどれだけの土砂を流してくるかかわからない。土砂が流れてきて、土砂をかぶつてしまへば、もう一ぺんつくり直さなければならぬ。そういう性格の施設でございます。だから施設そのものも、それは一時的なものであるわけでありまして、そういうふうな一時的なものに、一時的な施設として一時的に使用を許可してある場合と、もう頭からダムをつくる、こういった恒久的な建造物をつくつてしまつた場合と、おのずから常識的に異なるわけでありまして、したがひまして、そういうふうなダムの場合と、下流における

河川敷の使用の場合と、ごつちにした議論は困ると思ふのです。ただ、公共用地を貸す場合にはそういう権利が発生しては困る。たとへて言へば、個人が休閑地を持つておつたと仮定をいたします。個人が休閑地を持つておる場合に、これを貸してくれと言われた場合には、それは相当な条件でなければ、建物の建築なんかは許可いたしません。また許可をする場合、頭から、貸す場合には、その目的というものをはっきりさせて貸すわけでありまして、だから、何が必要があるかわからぬというふうな場合には、これは補償権利が発生するような形では絶対に貸しつこないのです。だから、何ときでも返しますということをやほどはつきりしておかなければ、その個人は、その財産としての土地というものは人に貸すものではないのです。こういうふうな公共用地を貸しになるというところは、それはあなた方は国民のかわりに公共用地を管理しておられるわけでございますから、やはり国民が持つておるような気持ちと同じような気持ちで管理していただくなければならぬ。そうすると、貸したためにそんなに大きな権利が発生するような貸し方をしてもらつては困るのです。ただ、貸したら権利が発生するのはあたりまえでございます。と言わなければかりの御答弁でございますけれども、なるほど遊んでおる場所なら有効に使へばよろしい、そのこと自体は、私ももとより申しません。しかしながら、使用の許可をされる場合には、必要なときには何ときでも返してもらへるというふうな形で貸していただくなければ困ります。だから、そういう意味では、一年の期限つきというところは正しいのですが、しからばその一年の期限が過ぎたら何ときでも返してもらへる、これは補償なしで返してでもええ、ということではなければならぬ。私も、一年の期限がついておるということは、そういうふうな理解しております。それを、いや、やはり一年の期限がついておつても、これはそれだけの投資をしておるのだから、その投資の回収、償却ができるまでは、権利として、残存価額を補償しなければならぬのだ、こういうふうなことであります。そのような大きな投資をして、残存価額が大きく残るようなものについては、貸してもらへぬほうがいいのです。貸す必要はないわけです。国民の側から言へば、そんなところにおつともゴルフ場をつくる必要はない。だから、そういう点において、私もどうしても納得がいかないのでございます。

これは大臣にお尋ねいたしますが、それはもう法律上の解釈というよりも、政治的な解釈、国民からゆだねられておる公共の財産の管理のあり方というものについての考え方の問題でございますが、大臣は、いかがお考えになりますか。

○小山国務大臣 私も、実は岡本さんと同じような疑問を抱きまして、それでいろいろ法律関係を調べてみたのです。調べてみますと、いま河川局長や道路局長が答へましたような法律関係になつておつて、どうもいまこういうふうな問題が起つてきてみると、許可といふことで、非常な財産権を与へてしまつたやうなことになる、いかにもおかしいという結論になるわけだ。ところが、法律関係はそうじやない。法律関係は、やはり許可をした以上は、それに対する通常生ずべき損失は払つてやらなければならぬ、こういうことになつておる。結局、岡本さんの言われるやうに、最初の貸し方の問題に帰着するわけなんです。

そこで、私もいま考へておりますのは、いまやはり河川敷を、たとえば運動場に使用してくれとかいふやうな話があります。そういう場合には、一つの契約条件として、たとえば橋だとか道路だとか、あるいは国民広場といふか、そういうふうなものに使用する場合に、これは無償で取り返せるのだ、無償で返してもらへるのだといふやうなことにしなければ、いま岡本さんが言つておられるやうな疑問に答へることにならぬ。そこで、私はそういう方向で考へてみるというところでやつておるわけですが、だんだん法律上の解釈を聞いてみますと、契約ではないので

あつて、一方的な行政処分だということ、これはやはり法律を改正しなければならぬかなというふうに考へておる最中なものであります。確かに岡本さんも同じような考へだと思ひますが、こういうような補償をしなければならぬくらいなら、最初からうんと権利金を高く取るとか、あるいはその使用料をうんとたくさん取つておくとか、そういうことであればいいんでしようけれども、権利金というものは取らないし、一方また使用料をうんと上げるとことは、おそらく河川敷の關係では、洪水の場合のことを考へますと、それによつて洪水がきたときには元の状態にして貸すのかという問題があつたりして、なかなかこれはむづかしいだらうと思ひます。そこで、使用料や権利金の問題は別として、新しいものを貸すときには、これは一体いまのままでいいのかどうかという点は、これは考へてみる必要があります。そこで新しい条件として、貸すときに、現在の法律のままで、そういうふうな、たとえば許可の条件というものがつけられるかどうか、もし現在の法律でつけられないという確定解釈になれば、法律を改正してでもと、こういうふうな考へてゐるわけですね。

○岡本委員 法律は、これはわれわれがつくるものであります。人間がつくるものであります。これはすでに厳然としてある自然の法則ではない。だからそれは抜け穴もあるでしょう。だからそういう場合には、法律の運用あるいは行政の運用で、そういうふうな抜け穴をかいし、これを未然に防止しなければならぬ。だから、大臣おっしゃつたように、貸し方の問題です。法律解釈は、もしそういう意味において、こういうばかばかしい補償というものを防ぐことができないのなら、頭のいい秀才ばかりが入つておられる建設省です。そんなことに知恵が働かぬはずはないんです。だから、貸し方の問題として、当然条件つきでお貸しになるべきです。それを何ら条件がもしつてなかつたとしたら、これは重大なる役所の落ち度です。

局長にお伺ひしますが、どうして一年と期限を

つけておるか。期限が切れて、もし役所のほうで必要なら何ときでも返します、無条件でいいさつぱり返しますというならば、当然そういう貸し付けの条件にすべきです。たとえばあなたが土地を持つていらして、それをやすやすと——たとえば国もとに田や畑が残つてゐる、しかし耕作する者がおられない。しかしながら、その場合に耕作権を発生させてしまつたのでは困るから、そういう場合には、留守をあずかるというふうな形で、お貸しになる場合には、やはり耕作権が発生しないような形で、お貸しになると思う。これはやはり自分の財産の保全の立場からいへばあたりまえです。だから国の財産を貸す場合にも、そういうふうな権利の発生しないような貸し方というものが、当然常識的に考へられるわけでありまして、私どもは、やはり一年の期限をつけて貸しておられるというところは、そういうふうな国民のだけれども当然と思う常識的な形で、条件つきで貸していただける、そういうふうな理解しておるのに、それが法律はそうなるつておられないから、今度の場合にはやむを得ないのだ、今後はひとつ考へてみてよろしいというふうな大臣の答弁そのものが、いかにも公共の財産というものを軽んじておられると私は思ふ。少なくとも何千万円という血税を払う、これから後も次々にこういうふうな事態が出てくると思ふ。そうするとそのたびに、そんなにばく大な補償を払つておつたのでは、国民の側からいへば、やり切れたものではないと、国民の側からいへば、そういう意味においては、役所の仕事の運営の方針としては、これは非常に重大な落ち度であつたということ、建設大臣はお認めになりますか。

○小山岡務大臣 いま岡本さんが言われた、自分の遊園地を耕作権なしに貸した、その場合でも賃借権は出るわけですね。その場合にも、やはり賃借権の存続する限りは、個人の場合にも補償の問題が起これると思ふのです。そこで、今度の場合には、一体貸したときの期限が何年間であつたかということなのです。期間内であれば、当然そこには個人の場合と同じように、賃借権が発生して

るはずなのです。ですから、その賃借権の存続期間中に工作物をのけるといふ場合には、補償しちと法律に書いてあるわけでありまして、ですから、一体一年という期間が、これは賃借権ではないようでありまして、そういうつまり使用期間であるのか、それとも一つの例示であつて、単なる契約料金の構成期間とか、あるいは命令を守らせるための期間であるか、いろいろな点を私が確かめたところ、それは契約の期間ではないことなのだ、それがいままでの裁判の例であるということなのです。そうすれば、そこに、個人の場合と同じように、やはり一種の権利が発生しているという前提であります。ですから、現在の法律からいって、これは通常生ずべき損失を負担しなければならぬといふことが法律上出てくるわけでありまして、たとえばいまの道路橋をかけなければならぬといふときに、向こうが、おれはかけさせないと言へば、それは強制執行してでもかけさせます。それが、そのかわり、自分でかけて、同時に相手方のゴルフコースを、この場合は道路公園ですが、道路公園自体がそのコースを直してやらなければならぬ、それは当然出てくる問題だと思ひます。だから、自分で直すかわりに相手方に直させて、その費用を払つたというわけですから、私はいままでの取り扱いで、いままでの法律なりからいって、これは間違つたやり方ではなかつた。ただ、しかし、それがいま具体的な例が出てくると、いかにもおかしいという感じがするから、新しい貸し方のときには、この点は別の角度、新しく貸すときには、現在の法律のままで貸せるか、いま言ったような問題なしにやれるか、やはり法律改正をしなければならぬのかという点を十分詰めてからでないか、また同じ問題が起きますから、そういう点を申し上げておるわけでありまして。

○岡本委員 それでは、河川敷を貸さなければならぬ理由がどこかにあります。たとえていへば、個人の空閑地ですと、ある程度、人に貸しておいたほうが管理上もいいし、それからまた、場合によれば、多少なりとも収入がないことには、

固定資産税も払わなければならぬというふうなこともございます。それから、ある程度管理なりを他の人にゆだねる。そうでないか、不法占拠されるおそれもあります。ですから、そういう意味においても、ある程度他に管理をゆだねるというふうなことも必要があります。ところが河川敷の場合には、河川敷を貸すということは管理上の障害になれ、障害になれ、別に利益がない。国もまさか、わずかな使用料を目当てに貸しているものとも思われぬ。だから河川敷を国が貸すというところは、いわば全く一種の恩恵的なことでありまして、双務的なものでないのです。もしほんとうに河川敷というものを、それだけ対等な立場において、向こうにも利便を与えるが国も利便を受けるというものであるならば、使用料というものはその収益に充てた額にきめられなければならぬ。ところが、その話を聞きますと、年坪三円だということでありまして、年間坪三円というふうな土地の使用料というものはどこにもございせん。だから、そういうふうな低廉な価格で貸しておられるというところは、これは全く、あつてゐる土地だから使つてもよろしい、こういうことなんです。そういうことでありまして、要るときには何ときでもお返しさせていただきます、ということではなかつた。これは常識です。また、国民の守るべき最低の義務をきめたものが法律だ、と私は理解しております。だから、こういうふうな河川法にいたしております。だから、こういうふうな河川法に、一応常識的な解釈というものがあつて、非中に通つてゐるのが法律であるべきであつて、非常識なことを法律でもつてきめるということとは、これはあり得べきことではない。だから、私どもが国会へ出てきて、こういう法律のこと、立法に携わつてゐるけれども、そのことが常識の線からは考へてゐるのか、私どもの任務だと思ふ。むづかしい法律論が国会議員に必要ななら、国会議員になるための資格というものを、一応大学の法科を出た

とか何とかいふことに規定されるべきだ。あるいは、国会議員に立候補するためには、一応法律についての知識の有無というものを試験して、その試験にパスしたものが国会議員に立候補できるということにならなければならない。だれでも立候補できるということは、だれから考えてもあたりまえのことを国会でできるべきだ。こういう考え方に立脚していると私は思っております。だからそういう意味においては、われわれの常識の世の中におけるところの考え方というものがすかつと法律の中を通っていなければならないし、また行政の運営の中にも、そういう常識論というものがある。国民の期待にこたえるのです。国民のかわりに国民の財産を管理し、またその運営のあり方というものが正しいかどうかというのを議論している。だからそういうことで、法律解釈からは別にそれでいいんだとか、そんなことはいわゆる三百代言的な議論でありまして、そんなものはわれわれが国会へ出てきている基盤になっている国民の中には通用いたしません。だから、今度の場合も、私はこれは行政上の大きな失態だと思いたす。そんなものに補償を払ったということは大きな失態です。だから、これは取り返してもらわなければならない。返還の要求を大臣はなさるべきです。私はそう思います。また、返還の要求ができないうのなら、そういうことを許可された人に払っていただくか、国庫へ戻入していただくか、あるいはそういうふうなものを支払った公団——しかし公団は国のほうではないのですから、そういうことを許可した、そういうことを支払った公団の総裁に、個人の財産の中から国庫へ戻入していただくか、何らかそういう形で、国民が納得するような措置をとっていただかなければならぬと思うのですが、いかがでしょう。

○小山国務大臣 いま前段におっしゃいましたように、貸さなければならぬということはないじゃないか、まさにそれに尽きると思うのです。だから私は、今後の問題としてその問題を考えたい、

こう言っておるのではありませんが、いま岡本先生がおっしゃったように、法律は常識であるものでしょう。しかし、その常識のある人がつくった法律の七十六条にそう書いてある。常識のある国会議員がつくった法律に、これを取り消すときには通常生ずべき損害を払え、こう書いてある。ですから、現在の法律では、払うことが法律上の義務である。ですから払っておるのであります。それを取り返せというのは、これは法律違反の行為をやれということなんです。

○岡本委員 これは新河川法について書いてある精神というものを、いまの条文をどう解釈するかということについては、これは議論の分かれるところなんです。しかしながら、いまの払ったのは新河川法が制定される前です。そんなこと何も書いてないときです。それに、先ほど政府側からは、従来からの慣例ですと、こういうことなんです。だけれども、従来からの慣例だとするのなら、それはゆゆしい問題だと思ふのです。

それでは、もう一べんお尋ねしますが、いままでにこういうような補償をした事例がたくさんございますか。

○上田政府委員 河川の場合、工事をやります期日というものが大体きまっておりますので、その期日を当初に示してやっておるものでございまして、から、あまり大きなものはないわけでございます。たとえばクワ畑のクワがどうしても立ち木として残る、これの補償をするとか、そういうようなものはあるのではありませんが、ゴルフ場にはひつかかっておりませんので、そう大きな補償はないわけでありまして、道路橋の場合、あるいは水道橋というふうなものにつきましても、その事例がいま一つここに出てきておりますが、そのほかにも二、三あるようでございます。

○岡本委員 クワ畑の場合には、相当長期にわたって、いわば慣行水利権のようなものです。古くから河川敷を使っておる、むしろ従来から使っておる畑を、堤防が河川敷に取り込んでしまったために、使用権が残っておる、そういうところがた

くさんございます。そういうふうなものに対する補償でありまして、これは当然だと思ふのです。だけれども、新しく、ごく最近に一年あるいは二年というような短期の期限つきに貸したものに對して、こういうような補償をするということでは、いまお話を聞きますと、初めての事例のようです。そうすると、先ほど従来からの解釈に従ってやったという道路局長の御答弁だと思ひますが、これは大きな誤りであると思ふのです。どうしても私どもにはこういうやり方というものはないから、返還の要求を国のほうでしていただかないと困るのです。しかし、その問題と、もう一つは、それではこれからは考える、こういうことでございませう。そうすると、一年ごとの更新でございませうから、先ほど河川局の次長からなにを承りましたが、まだまだたくさん貸しております。これはおそろく一年ごとに貸しておると思ひます。そうすると、そういうふうなものに對して、来年から新たに貸す場合には、いまのような条件をおつけになりますか、おつけになりますか。

○小山国務大臣 実はそこが苦心しておるところです。まだ全然貸したことがないところに新しく貸してくれという話が出てきたときには、そういう条件をつけたい。ただ、いま貸しておるのを、今度新しい条件のもとにする場合に、向こうがいやだと言った場合に、それじゃ取り除くための費用を払わなければならないのかどうかという点で、これは法理論の問題がありますので、その点の見きわめをしておきたい、こういう考え方なんです。

○岡本委員 一年ごとの期限をつけているということとは、一年で取り消されてもしかたがないということなんです。だから政府のほうは、ことに大臣は、そういう点、利用者側に非常に有利な解釈に立っていられます。それは国民的立場に立つ解釈ではございませぬ。そんなら洪水でどろや土砂をかぶったらどうするのですか。土砂を何ぞきかぶるかわからないということが、わかり切った

土地に、そういう施設をつくっているのです。河川敷というものはそういう不安定なものです。不安定なものであるから、堤防で囲ってあるのです。しかも国がばく大な費用をかけてその管理をやるのです。そういう意味においては、そういう不安定なところへ、まさか河川敷の中へ屋敷を建てる人もないでしょう。そのこと自体、そういう洪水をかぶり、不安定なものという考え方に立っているのだから、そんなに恒久的なばく大な施設はつくらないでしょう。だから、ただ単に簡単な施設をして利用できるものより使っていないわけでありませうから——私はすぐ取り上げると言うわけではありませぬ。使わせればいいのです。しかし、万一必要が生じた場合にはきいさっぱりお返しします、ということぐらいは、当然であつていいと思ふのです。大臣のその御答弁にはちよつと納得いきませぬ。これは、来年からは必ずそういう条件をつける。いままでの、過去の払われたものについての返還の要求ということになつてまいりますと、これはしていただかなければなりません。まあいろいろ議論もあるかもしれませんが、そこまでの言明までは私はいま要求いたしません。しかし今後の契約更新には、必ずこういうふうな事態が再び起こらないようにする、これぐらいのことを言明していただかなければ、承服することはできませんが、いかがでしょう。

○小山国務大臣 いや、私も実はそうしたいわけなんです。あなたと同じように、そうしたいのだから、これはやはり法律の問題が出てきませうから、そこで、やはりこれは慎重にしなければならぬ。つまり、財産権はあるのだという前提に立つと、それじゃ取り消しと同じですから——その法律が改正されるまでは、いままでの法律が残っているわけですから、取り消しと同じですから、やはり補償の問題が出てきやせぬだろう。しかれば今度新しく補償の問題を避けて通るのには、たとえばゴルフ場ならゴルフ場、自動車練習場なら

自動車練習場というものが、あと五年なら五年後には、これこれの事由のときには無償で返してもらいやすという、そういう行政権の発動ができるのかできないのか、これは、われわれがしろとでただ考えておる問題じゃなくして、そういうことをやるために法律が必要であるかどうかという問題になってくることは、これは岡本さんおわかり願えると思うのです。つまり、やるのに法律が必要であるかどうか。その法律をつくる場合に、いままでの旧権利者に対してやはり補償という問題が起るのかどうか。私は補償という問題を起さない方法でひとつやりたいと考えているものだから、そこで検討しておる、こういうことなんです。

○岡本委員 計画局長にお尋ねしますが、この補償基準というものが、審議会の議を経て建設省で定められておりますが、補償基準の第何条でこれは補償されているのか。また補償基準の精神から見て、この補償というものが適正なものかどうか、この見解と、それから解説をしてください。

○志村政府委員 公共事業の補償につきまして、一応の基準を作成いたしましたして、閣議の了解も得、それに基づきまして、建設省におきましても、補償基準は作成されているわけでございます。一般的な基準でございます、特殊な場合の規定というのは、全部整備されているわけではございません。したがって、今回問題になっておりますような、河川敷の占用を受けたものについての補償というわけではございません。ただ一般的に通常受ける損失といたしましては、土地収用法の八十八条に、通常受ける損失の補償という項がございますので、この内容等につきましましては、補償基準の中においては比較的詳細に書いておるわけでございます。ただいま補償基準を持ち合わせておりませんが、条文等につきましては御説明できかねますが、土地収用法の八十八条に書いてございますように、いわゆる土

地代とか家屋の移転代とかというふうなものの補償のほか、離れ料とか営業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失、その他土地を収用し、または使用することによって、土地所有者または関係人が通常受ける損失を補償するという規定があるわけでございますので、その内訳を詳細に、補償基準においては定めておるわけでございます。

次に、今回の問題でございますが、今回の事案については、つまびらしいことまで存じておるわけではございませんが、占用期間中の問題でございます。占用期間中は、その土地を利用できるわけでございますから、その土地の利用を阻害されることによって生ずる通常損失の算出のしかたについては、補償基準等のことと算出せざるを得ないのではないかと、こういうふうにご考えております。

○岡本委員 公共用地というものは一応補償されたもの、公共用地を取得するのには、ある程度の補償が行なわれて取得するわけですから、河川敷にいたしまして、道路にいたしまして、これは一応補償が行なわれておる。だから完全な所有に属しておいて、何らそこに権利の設定はないはずなんです。今度そういうふうな、一ぺん補償して取得したものに使用を許可して、またそれが補償の対象になるといふことになる、国民は補償費の二重払いをするわけなんです。そういうふうなことは、土地収用法の補償という考え方から、あるべきことではない、私はそう思えるのです。一たん補償してやると取得したものに対して、また権利を設定して、その補償をしなればならぬ、こういう補償費の二重払いというふうなことは、国民の側からいって、そんなばかなことがあつてはならぬ、そう思うのです。そういう解釈は正しくないですか。一たん補償したものに對して、また補償せんらぬというふうな、そんなばかなことがあるか、これが私の考え方ですが、どこかそれに誤りがありますか。これは国民の常識ですよ。

○志村政府委員 ただいまの岡本先生の御質問の答えになるかどうか、ちょっと疑問でございますが、

が、土地収用法の第四条に、この法律または他の法律によりまして、土地を収用することのできる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ、収用することができないという規定がございます。たとえば電気事業等で土地を収用する、その土地を道路等にもう一ぺん使いたいという場合に、さらに収用をかけるという事例等はあろうかと思ひます。

○国宗説明員 一回補償しあるいは買取して取得した土地に対して、もう一度補償する必要はないのではないかと御趣旨の御質問でございますが、河川敷に關しましては、一たん取得したところの土地代価あるいは土地の賃貸借等に対して決して補償をしておるのではありません。土地収用法第五条第三項にございますように、その他のことも規定がございますが、河川の敷地を利用する権利を、公共の事業のために収用する権利がございまして、この場合の収用する権利は、利用に伴う法律上の地位でございますが、その地位自体を補償するのではなくて、いまその業態を保つのに必要な改造費だとか、あるいは物件が収用する場合の物件の除却移転、そういうものが通常受ける損失でございます。それに向かつて、具体的事案につきましては、現に話し合ひでもって買取というところがございますが、話し合ひがつかなかつた場合においては、河川敷を利用する権利は土地収用法に基づいて収用し、すなわち取り消す。したがって、通常生ずる損失を補償するということだてまえになつておるわけでございます。

なお、ちなみに、河川法第七十六條につきましましては、河川敷の占用は一般の賃貸借とは全く性質を異にいたします関係上、賃貸借におきましては、みだりに当事者の一方から取り消すことを制限されておるわけでございます。きよな賃貸借につきましても、土地収用法で消滅せしめることはもとより可能でございますが、河川敷の利用関係につきましましては、取り消し得る関係、すなわち一方

的に取り消し得る関係を、第七十六條に書いておるわけでございます。すなわち法律に違反した場合あるいは作爲その他不正な手段があつた場合、そういうのが一つのグループでございます。第二番目のグループといたしましては、許可を受けた事業がその許可のもと、つまり電気事業の許可を受けた人が電気事業の免許を取り消されたというふうな場合、あるいは事業を廃止したという場合、あるいは洪水、高潮の危険がございまして、河川敷の当該占用を継続せしめることができない、こういうふうな事項は第二のグループに入ります。かような場合には取り消し、かつ補償は一銭も払わないことになつておるわけでございます。

ところが、いま問題になつておりますのは、その他公益上の必要でございます。そのような理由のために取り消すような場合におきましては、これは次の条文で、通常生ずる補償をしなくちゃならない、かように相なつておるわけでございます。なお付します条件につきましては、かような条文がございまして関係上、条件もある程度限定されるものでございまして、いつでも必要ある場合には取り消すというのではなくて、ここに列挙しておる場合には取り消し得る、ということ列挙しておるわけでございます。それ以外で取り消す場合は、やはり制限されておると見なければならぬのでございまして、この場合、公益上やむを得ない必要があり取り消すというのに当たるから、取り消しかつ補償するわけでございます。かような同種の条文は、道路法第七十二條におきましても、他の公益上必要な場合取り消すことができることとし、かつ通常生ずる損失の補償をするということになつておるのと同じ趣旨でございます。

○岡本委員 いまのお話で、たとえて言えば、公有水面であるとかあるいは河川敷の利用の場合に補償するというのは、漁業権あるいは入漁権というふうなものは生活権に結びつくのであります。その地域住民の生活権の問題というふうなもの、と

ゴルフ場、運動場、自動車練習場というふうなレジャー的なものと、これは非常に性格的に大きな開きがございます。電力というふうなものは公共企業です。一方はレジャー人種を相手にした私企業です。だから使用目的そのものに非常に大きな開きがあるわけです。だから、法律にどう書いてあるとかこう書いてあるとかいうふうなことは——これは善意に立つた使用権というものは、その川で生きている者、あるいはその水を使っている者、そういうふうなものにあるところと確保されている権利と、あいてるからちよつと使わしてくれというふうなことで、国の恩恵として使わしてもらっているというふうな使用の方との間には、おのずから開きがあると思う。だからそういう法律の盲点をついて、ここに抜け道がございましてというように、抜け道をとうとうとお並べになるというふうなことは、国民の大切な財産の保管者であるお役所の姿としては、非常に私は残念です。そういうことをおっしゃるのには情けないと思うのです。私は、すなおに、いや一つ抜け道があつてうっかりしておりました、抜かしたところがございまして、今後そういうことはいたしません、厳に慎みます、こういうふうな言ってもらわなければならぬと思うのです。それを、いや法律ではこうなっております、ああなっております——だから、いかにもそれを使わしたことがあたりまえであつて、しかもそれに対しては、よく大なる補償を払うことがあたりまえだ、そういうふうな法律の盲点を縫った、その盲点によつて生じたみずからの過失を正當づけるような御答弁は、私どもは納得できません。国民全体が納得しません。だから、新聞だつて大きく取り上げるのです。そしてあの新聞の記事の取り扱い方というものは、建設省のこういうやり方をどうこうと非難するといふふうな取り上げ方をいたしておられます。だから、そういうふうな世論に対しては、役所も大臣もすなおに耳を傾けていただきたいと思ひます。そしてこういうふうなことをやったこと自体、払ってしまったものについては、それは私

は取り返してもらいたいという主張を持っておりまう。しかしそれはそれとして、今後はそういうことがないように、契約の更新のときにはきちんとします、姿勢を正しますという、それくらいのことをどうして言っていただけなのですか、それくらいのことと言えないようなことでは、あなたは国民の立場に立つて建設行政を推し進めていくのだということは、大臣、言えませんか。だから、きちつと言明してください。そんな言明がでないというところは、私はあなたに、きつぱな政治家はないと尊敬しているのです。いままで私はあなたと再三いふことで議論を戦わしてきましたが、わりあい何でもすなおに、公正な意見を吐いていただきました。だから、それくらいのこと、いまあなたがこで言明できぬということはないはずで、それが言明できないならできないでやむを得ませんが、しかしそういうことでは、あなたはいつぱな大臣だということではできません。

○小山国務大臣 いや、私は先ほどから、やりたいていと言つてゐるのです。やりたいていのです。やりたいていですが、不用意にやつた結果、今度は、現に施設を借りてゐる連中に補償しなければならぬ、ということになつたら、なおたいへんでしょ。だから、補償をせぬで済むような方法で、何か方法はなにかというのをいま考へていて、先ほどから口をすっぱくするほど言つてゐるわけですが、あなたと同じ考へなのです。ただそのためには、法治国ですから、法律に従つてやらなければならぬし、法律に従つて善意でやつて、あなたと同じような考へ方でもやつた結果、今度裁判を起こさされて補償しなければならぬとなつたら、そんなことでは笑もふたもなくなくなつてしまふ。だから、そこところは補償せぬで、しかも道路をつくるとか国民広場をつくるとかいふ要請があるわけですから、そういう場合に、いまの権利者に対しては補償なしにやる方法はないか、法律を改正するとすればどういふふうな改正をすればいいか、これを研究して初めて、私は大臣の職務が達成できるのだと思うのです。

○岡本委員 そういふふうな、あなたがそれらに起るような大きな権利の発生が起るようなことにしてしまつたということ、かりにそういうふうなことがあるとするなら、これは重大な失態です。私も、私どもはそういうものは発生しないと思ひつてゐる。大体幾らで貸してゐるんですか。この新聞を見ますと、一平方メートルについて、この使用料は幾らですか。それから使用料と補償費との関係です。河川局からお答え願ひたい。

○上田政府委員 ものによつて少し違ふかと思ひますが、大体平方メートル一年間三円でありまう。

○岡本委員 何年間貸しましたか。このゴルフ場に何年貸してゐますか。

○上田政府委員 ゴルフ場によつて違ひますが、玉川の場合で申し上げますと、大体、当初は十九年から三十年ごろでございまして、

○岡本委員 そういたしますと、一平方メートルについて三円もらつて、十年間貸したといつて三十円もらつてゐるわけですか。三十円もらつてゐるのに、一平方メートル当たり補償費が約一万円で、三十円もらつてゐるのに對して、そうでしよ。三千六百平方メートルに對する補償費として三千四百万円払つてゐる。だから、一平方メートル約一万円です。三十円の使用料でいままで貸しておいて、一万円補償を払つてゐるんですよ。こんなやつて、一平方メートルに對する補償費が約一万円、これは手にはまるようなことをしてしまつたといふことは重大なことですよ。こんな補償といふものはどうしても納得できないと思ふのです。だから、いまあなたは、そういうふうなことになるから、困るから——将来、払わなければ裁判で請求されたら困るから、だからいま考へてゐるんだ、こうおっしゃいますが、こういうふうな使用料と補償額といふものを比べると、あまりにも大きな開きがあり過ぎる。これは常識の世界でございまして、ないです。しかも、その新聞の記事の取り上げ方を見ますと、建設省の役所の人たちがみんな

○岡本委員 何年間貸しましたか。このゴルフ場に何年貸してゐますか。

○岡本委員 何年間貸しましたか。このゴルフ場に何年貸してゐますか。

○岡本委員 何年間貸しましたか。このゴルフ場に何年貸してゐますか。

○岡本委員 何年間貸しましたか。このゴルフ場に何年貸してゐますか。

○岡本委員 何年間貸しましたか。このゴルフ場に何年貸してゐますか。

○岡本委員 何年間貸しましたか。このゴルフ場に何年貸してゐますか。

○小山国務大臣 私、もの考え方はあなたと同じなんです。同じなんでありまして、ただこれに、公益上の場合にも補償しろと書いてあるでしよう、七十四条と五条に。公益上の必要で今度補償したわけですよ。公益上必要なときに補償しろ、こうなっております。そこで、新しく今度は、一定の条件のもとに処分を取り消しますよという新しい条件をつけるときに、私的な契約——契約じゃないかもしれませんが、私的の申し合わせができるか、もしくは法律の改正が必要なものか、これは慎重にやっていく必要がありますよ。というのは、常識だけでやっておると、やはり同じことができるわけですから。これだつて常識のある国会議員がつくった法律でしょう。それでもこういうことになったのですから。ですから、もの考え方とはあなたと同じで、道路をつくるとか国民広場をつくるかというときに、取り消しをしますよ、その場合には補償しませんよ、こっちはこう言いたいわけですよ。言いたいのだけれども、それをやった場合に、法律を改正しないで、ただ権力づくめで、そう言われれば今後は貸しもせぬが、あとでひどい目にあうというふうなことで、やってみて、お互い文書で取りかわした、いよいよ裁判所に行ったら、そんな取りかわし方は法律上だめなんだということになったら、これは何の意味もないわけですよ。ですから、岡本さんがおっしゃるように、私としても、将来、国民広場の問題があるし、あるいは今後河川というものは必ず橋があちこちかかるに違いないのですから、その場合に、いま貸しておる人たちに、そういう場合には補償なしで国が使いたい、こういう希望、そういう念願のもとに行政的にやれるか、法律を必要とするか、それをいま検討して、その方向でものごとを進める、こういうことを先ほどから申し上げておるわけですから、これは御了承願いたいと思います。

○岡本委員 問題は二つあると思うのです。いままで貸してしまつたものと、これから貸すというのと、二つあるわけですね。これから貸す場合は、

もちろん、これにこりこりされたでしようから、もうこういうようなことが発生しないようにしていただけたらと思うのです。あとは、いままでに貸したものに對してどの程度の権利が発生しておるか、ということに對する解釈の問題が残っております。そして、強い権利が発生しておらないなら、これは簡単ですね。そこそこ強い権利が発生しておるとすれば、それをどうするかという問題になってくるわけですね。これは補償基準なんかを読んでみますと、とにかく期限つきのもので、しかも譲渡性のない権利。だから、期限は一年にされておる。しかも、その権利は譲渡することができない性格のものである。だから、そういうふうな権利というものは、普通の私権とだいぶ違った性格のものであります。だから、勢いそういうふうな権利の根というものはきわめて浅いものであります。だから、たとえば建設省の方針として、今度、それじや五年なら五年の間は従来の条件で貸しましやう、しかし五年以後は新しい方針に戻りますよというくらいのは、私はきめ得ると思ふのです。そうすると、五年間の期間を待てば、公共の目的で取り上げるのに対しては、もう何ら補償が必要ないということになりますから、今後契約の更新の場合には、必ずそういった程度の、せめて、現在まであなたが、そしてまた役所のほうで、あると見ておられるそういうふうな使用権について、その期間で権利が消滅するというふうなことをはっきり打ち出していただきたいと思ふます。もし必要であれば、そういう法律をつくりなさいよ。法律を出しなさいよ。一日で、審査も何もなしでぱつと通しますよ。だからそういう法律をつくってくださいよ。また、できないというなら、議員立法でもやります。これから研究して、期限がありませんから、今国会には間に合わぬでも、来国会でも出しますよ。できるならでやるで、やっていただきたい。出せないならわれわれ出しますから。いかがですか。それについてひとつ……

○小山国務大臣 先ほどから何度も言っているとおりで、あなたと全く同じ考えなんです。方法、手段をいま検討しておるのです。やるつもりで研究しているのですよ。そういう意味に御理解願いたい。

○森山委員長 次に、地方住宅供給公社法案を議題とし、審査を進めるわけですが、この際、建設委員長より、建設大臣に対して、一言申し上げたいと思ふます。

それは、午前中の岡本委員の質疑に関連したことでございますが、先ほど建設大臣は、予算成立でございしますが、先ほど建設大臣は、予算成立前、特に、大臣決裁前の予算の配分等のごときも、遺憾の意を表されました。そしてそのことについて、委員長個人の問題であるかのごとき御表現在あったのでございしますが、同様の例は、ただに委員長個人ばかりでなく、他の建設委員の方々多数に、同様の事例があったのでございまして、したがって、与野党議員諸君とお話し合ひの上、しばらく審議をお休みすることにいたしました次第でございます。

もとより、委員会は法案の審議が重要な任務でありますけれども、法案を提出される建設省の基本姿勢こそ重要であり、行政のけじめについて若干の疑点をわれわれが持たざるを得ないというところに、四月九日以来今日まで委員会を開かなかつた理由があるものでございまして、この間、建設省が建設省の姿勢を正すことについて御反省を願いたいという趣旨でありましたことについて、どうか、建設大臣において十分御理解をお願いいたしますという次第でございます。

なお、これに関連いたしまして、去る三十八国会の本建設委員会において、当時の理事佐藤虎次郎君は、次のような発言をいたしておられます。で、この発言につきましても、私の考え方と若干の角度の差はございますけれども、大臣の所見を承りたいと思ふます。朗読いたします。「一体、建設委員会を建設省が何と心得ておるのか」「建設委員会というものは、予算獲得、予算審議、法

案、お役所におかれましてその事業の施行に支障なからしむる様に議論はいたしますが、建設委員会は政党政派を超越して協力して今日まで参っております。どの委員会を見ましても、建設委員会ほど与野党を問わず協力しておる委員会はないのであります。ここで私は言いたいことが一つある。建設委員会に、あるいは建設行政に何ら一つの協力もせざる者が、三十六年度であるなら三十六年度の予算が、各市町村の配分、道路、河川、都市計画、住宅、この予算の配分がきまりますと、どこには予算が幾らついたといつて、町村長のところへ全部手紙を出す。果もまだ知りません。建設委員会におる私どもが陳情に行つて予算を獲得したことは知っております。しかるに、建設行政、建設委員会に何らの協力をせざる者が、自由党といわず社会党といわず、どういふ関連があるか知りませんが、これを選挙区に配付したときに、あなた方は一休何のための建設委員会だと言われたときに、その代議士はどんな立場に追い込まれるか。申間は省略いたしますが、「苦心慘たんして与野党協力しておる建設委員会」の者が知らず、何ら協力せざる者のみを知つて、手紙を各町村に出しておる。私の選挙区にもあります。一休、それで協力ができなからぬのか。建設委員会を軽視するのかもしれないのか。これだけをお聞きしておきたいと思ふます。」という佐藤虎次郎君の質疑がすでに四年前、昭和三十六年四月七日に行われておるのでございます。この四年前の、当時の佐藤理事の質疑は、今日なお現実の問題であるかと思ふますので、この際ごく簡単に、建設大臣から所信を御披露いただきまして、本題である地方住宅供給公社法案の審査に入りたいと思ふます。

○小山国務大臣 先ほど申し上げましたように、大臣決裁以前にその事業が漏れたことは、まことに遺憾であります。今後はそういうことは絶対にたさせません。しかし、私は、与野党の申し合わせによつて委員会が開かれなかつたということは知らなかつたものでありますから、先ほどそう申

○森山委員長 私は簡単にこれで終わりたいと思いますが、ただ、ここに佐藤虎次郎君が言つておるように、佐藤君の所論によつて、最後に、「それで協力ができるかできないか。建設委員会を軽視するのかもしれないか。」というふうに、当時の建設大臣に詰め寄つておられますが、同様の気持ちを持つておる方も少なくございませんので、それについての御答弁をお願いしたいと思います。

○小山國務大臣 私は、最初から話がなければ、当然大臣として責任をもってお答えしたのであります。すが、私は、きょう初めて聞いたのであります。

○岡本委員 初めて大臣がお聞きになったとしても、私が先ほどから申しておるのは、行政機関としての筋は通していただきたい、そして、それについて、必要とあらば省議でそういうことをきめてもいいというふうな程度の御答弁があつた。私は頭の回転が悪いんで、すぐぱつとなにしてこないのですが、必要とあらばというようなことであれば、必要であるかないか、まあこれから考えましようというようなことにも解釈できるのでございますが、しかしながら、重ねていま委員長からお尋ねがございましたが、大臣はきょう初めてお聞きになったにいたしましたが、私はずいぶん時間もかけて、大臣にその間の事情をお話いたしましたし、私も社会党のほうでも、そういう被害を受けている人がございますし、また与党の議員さんの中にも、やはり同じ選挙区でもってそういう抜けがけが行なわれて、あんな、建設委員しているというのに、何です、ね、というふうに言われている人があるので。私自身、正直申しますならば、国元に秘書が二人おりますが、あちこち回りますと、ほかの人からなかなか親切に手紙くれたり電報くれたりしているのに、岡本さんちつともくれぬじやないか、岡本さん建設委員やというのに、これはどういうことなんだというふうなことを言われまして、私も二人の秘書から、何とふがいないおやじだなと言わんばかりに言わ

れて、帰って来て、委員長がおこっているものなるほどまったくもたぬ、私もこう思ったひとりなんです。だから、そういうふうなことは、四年前に佐藤さんがああいふ議論をされて、そういうことは間違っている、だから今後そういうことはやらないことにしましょうということで、あのとき、政府と委員会との間に、そういうふうな申し合わせになって、そういう空気がなっておったのです。だから、そういうことは行なわれないもの、だからきまつたあとで、われわれのほうで、予算の配分を早く聞かしてくれ、国元に手紙を出したり電報を打ったりする必要がある、そんなやぼなことを言っていくべきじゃない、そういうことで、私どもはそんなことはお伺いにも参りません。ところが、建設省とわれわれの間に、そういうふうなはっきりした申し合わせではございませんが、しかしながら佐藤さんが委員会であいいう意見を出し、非公式な会合で、そういうことはお互いにしないことにしようというふうな申し合わせになって、それから後、そのあくる年あたりはそういうことはなかったはずで、それがまたくずれてきているのです。そういうようにくずれてくるといふことの中に、やはり行政と立法とを混同している面があるわけなんです。だから、今後行政の運営としたら、お互いにそんなものを役所へわれわれが聞きに行つて、それを人に負けぬように通報を出すというふうな過当競争を国会議員がやっておつたのでは、国会議員の権威にも関するのです。だからわれわれとしたらそういうふうな過当競争をなくするようにしてもらいたい。それには、建設省の役所のほうで、そういうことを特定の人にぼろぼろ漏らされたのでは、やはりそういう過当競争に走らざるを得ない。議員みづからが議員の品位を落としているというふうなことになるわけなんです。だから、大臣もやはり国会人ですから、国会の権威を落とすようなことがないように、そういうふうな過当競争が起こることがないように、これは国会も役所ともに引き締めてもらわなければならぬと思います。これはや

はり役所としての運営の態度の基本的なかまへの問題で、そういうようなものが今度のゴルフ場の補償事件なんかにも通じておる。やはりどこなかに空気がたまるんでおることがこういうことになることかと思ひます。きょうは特に久しぶりの委員会の再開にあたって、冒頭、委員長は、どうもおれに關係のあることから、もうこういうこととは触れずにおいてくれというようなお話でございしました。しかしながら私があえてそれに触れましたことは、これはやはり今後の問題もありますし、こういう問題があつて、そのために委員会が一時ストップになったということは異例のことです。異例のことではありますが、しかしこれは国会としての姿勢を正す、また行政の役所としての姿勢を正すというような意味において重要なことである、こう思つて、委員長はそれだけにしてくれということでありましたが、いやこれはきちんとしてもらおうということ、あえてきょうこういう意見を出したのですが、その点について、大臣のほうでもきちんと役所を引き締めていただくようにはお願いしたいと思ひます。

○小山国務大臣　その点は、何度も申し上げましたように、きちんといたします。

○森山委員長 次に、本格的に地方住宅供給公社法案を議題とし、審査を進めます。

質疑を許します。稲富稜人君。  
○稲富委員　ただいま議題となつております地方住宅供給公社法案について、若干質問いたします。

これはすでに前々からの委員会で質問されておりますが、私おりませんでしたので、私が質問することは、あるいは他の委員からすでに御質問になった点があるかと思いますが、そういう点がありましたら、本日は質問者もございますので、私もまた簡略に要点だけをお尋ねいたしますから、重複しておる点は、御答弁も簡略に要点だけ答弁していただければけっこうだと思いますので、さ

ようお取り計らい願いたいと思うのであります。  
まず最初にお尋ねいたしたいと思ひますことは、本法案の第八条には、本公社は、「都道府県又は政令で指定する人口五十万以上の市でなければ、設立することができない。」となつておりますが、この「五十万以上の市でなければ、」と特に限定をされた趣旨はどこにあるか承りたいと思ひます。

○尚政府委員　特に「五十万以上の市でなければ、」といひましたのは、この公社の性格からいって、預かり金業務をして、各種の監督下に住宅供給をする、このためには市民に対して預かり金等の業務を行なうに十分信用力あり、かつ住宅の供給につきまして、その建設及び経営に能力が十分あるということが必要である。かつまた、住宅事情から考えまして、これらの公社を設立して住宅供給をする必要がある住宅事情のもとにあるような地域、ということを考えまして、「人口五十万以上の市」ということにいたしました次第でございます。

○**稲富委員** それじゃ、五十万以下の市であつても、地方に希望があり、必要と認められるときには、これをさらに将来は拡大することもあり得るというような含みがあるところの立法でございいますか。将来どこまでも五十万に限定するということだてまえをとつておられるのか、この点を承つておきたいと思ひます。

○尚政府委員　ただいまのところ、人口五十万以上の市ということで考えているわけでございますが、実際問題といたしまして、住宅事情もしくは住宅供給能力等、今後公共団体のいろいろな発展

に從いまして、必要なときには、この法律の改正をする必要も起きることもあるというふうには考えております。

○**稻富委員**　さらにお尋ねしたいと思ひますことは、本法による貸し付けの問題でございますが、住宅金融公庫に準じて貸し付けられます単価というものは五万四千百円、こういうような標準単価になるように私計算いたしておるのであります。

が、事実上、今日の物価というものは相当に高くなつております。この貸し付け単価というものを、もつと時価に沿うように引き上げるといふような考え方はないのであるか、承りたいと思うのであります。

○尚政府委員 住宅金融公庫の貸し付けの単価が、全般にわたって低いということは事実でございます。これがために、毎年、予算におきましても、数%ずつ引き上げていくことをやっているわけですが、しかしながら実際問題として、なおやはり単価が十分でなく、規定として七割五分融資といひながら、実質的に七割五分に達していないといふようなことが起るわけでございします。それにつきましても、鋭意単価の拡大をはかるといふことをやっておりますが、さらに、今回の供給公社の積み立て方式にかかるとは、特にまた積み立てる額と公庫の融資の額が合致して家が建設されるというのを考えまして、これが適正でなければならぬ点が特に強いわけでございします。これにつきましても、予算総体の中で、実施にあつたての苦心をいたしまして、在来の分譲住宅よりかなり多く公庫から融資が行くように、いまいろいろ計数を整理しているところでございます。たとえば鉄筋コンクリートについて、大都市の最高の場合、在来のおおむね二十万くらいしか融資でございしたものを、今度は同じものについて百八十万くらいまで融資でございする計数上の予定でございます。

○稲富委員 この建築の単価の時価というものは、大体どのくらいと見当をつけられておりますか。

○尚政府委員 おおむね申し上げますと、いま中層耐火構造の鉄筋コンクリートのアパートで、建築工事が八万一千円から八万六千円くらいかかるものと考へております。それから、二階建てのコンクリート造につきまして、七万七千円程度かかるものと考へております。それから木造につきましては、これは主として地方で建てるわけですが、地区によってかなり差がございしますが、お

おむね五万六千円から六万三千円くらいというふうな考へております。

○稲富委員 そうすると、いまも御説明がありましてけれども、大体の時価と金融公庫法の貸し付けの標準単価との間に相当開きがあります。こういう開きのまま融資をやっておりますと、今度はほかの金融を仰がなくては行けない。その金利が高いために、非常に困難をするといふような事態が生ずると思うのでありますから、これに対しては、せつかく、こういう公社において安住の住宅を与えるわけにございします。そういう不安のないような住宅を建設せしめるようなことをすることが、最も必要なことであると思つてございします。いまもおっしゃつておりますが、実際の建築費は高いので、やはり単価を引き上げて、時価に沿うような単価によって貸し付けをする、こういうことに取りはからなければ、禍根を残すことになると思つてございします。これは実施にあつたてで考えなくちゃいけない問題でございしますが、これに対してはどういうような熱意があるか。何とか考へようでは困るので、その点は、やっぱり建築に当たつて、貸し付けるときは、それを計算に入れて貸し付けなければならぬ問題だと思ひます。いかがでございしましょうか。

○尚政府委員 お話しのとおりでございます。したがしまして、ただいま申し上げましたように、単価をできるだけ引き上げるようにいたしてやっておるわけでございしますが、この努力は今後とも予算のときも続けて、できるだけ多くいたしたい、こういうふうな考へております。

なお、さらに事務的な苦心といたしましては、いま申し上げましたのは一般の建築の工事でございますが、そのほかいろいろ必要なもの、たとえばアパートにいたしまして、浄化槽が団地の外に要るとか、いろいろ問題がございします。在来はこれらの加算が十分でございせんでしたのを、今回は一般建築並みに、それに伴つて必要なものを、いろいろな角度で加算方式をとつていって、そして建築工事ができるだけ予定の額でいって、

開きのないようになしたい、こういうふうな考へておるわけにございします。

○稲富委員 いま局長の話の、できるだけ負担を少なくするといふ、できるだけするといふのが、これを実際に利用するほうでは非常に不安なものでございします。たとえば、今回二〇%が積み立てられ、八〇%が公庫融資を受けることになりました。標準の単価が高いのに貸し付けの標準単価が安ければ、その差額というのはたくさんでございします。これは別途に負担しなければならぬという問題が起るもので、やはり時価に相当する単価をもつて標準単価にする。そういう点をばつくりきめておかなければ、非常に困る問題が起るのではないか。ただ、できるだけ高くしようと思つていないことだけでは、私はこの問題は解決しないと思つてございしますが、この点はいかがでございしましょうか。

○尚政府委員 それは、実際の仕事を言いますのに非常に重要な問題でございします。いま私どもはいろいろの試算をいたして、実際に募集をいたします際には、全体で土地とも一戸幾らの建物になる、そうしてそれに対して住宅金融公庫は幾ら幾ら融資する、したがって積み立て目標とする額は幾らである、ということをはつきり明記して募集いたしたいと思ひます。そこで理想的にいきますと、実は八〇%融資になるわけでございしますが、端的に申しまして、在来から単価がやや低かったもので、今後、私どもいろいろ計数的な苦心をいたしたんですが、一番条件のいい場合には八〇%くらいになります。条件の悪いものでは七〇%程度にちよつと下がるものもございします。で、そういうものにつづきまして、もしそこがあまりにも苦しいのならば、私どもは、実際問題として面積のほうを少し削つても、七割以上八割程度におさまるようになつて募集をするように、いま地方公社ができましたら、そういう指導をいたしたいといふふうな考へておるわけでありします。

○稲富委員 結論を申し上げますと、積み立てと融資で全体の金額をまかなえる、こういうこと

で、別個にまた金を借りなくても融資と積み立ての両方によってまかなえるといふようなところまで満たそう、こういうような考へであるかどうか、結論だけ承りたい。

○尚政府委員 お話しのとおりでございます。積み立てと融資とでまかなえるようにいたしたいと思ひます。しかし、それは初めから、二〇%だけ積み立てすれば、あとの八〇%は必ずつくといつて、その差が多くなるといけませんので、いろいろ計算を安全にとりまして、募集いたしますときに、同じ土地に建つものでも、たとえば大小ございまして、十五坪のもの、十七坪のもの、十八坪のものを設計に入れたらと思ひます。その場合に、十五坪のものは八〇%融資、つまり頭金とあつて、ちよつと八〇%の融資に相当するようになつて、少し面積の大きい十八坪のほうでは七〇%になる、そういうふうに建物の種類で多少変わるというのを、募集の際に明確にいたしたい、こういうふうな考へております。

○稲富委員 次の問題で終わりますが、住宅金融公庫法の十七条によりまして、住宅金融公庫は、住宅組合法によつてできた住宅組合等に融資をすることにございしておりますが、今回の新法ができましたことによつて、住宅金融公庫の持つてゐる貸し付けワケをどのくらいふやされてゐるか、この点を承りたい。

○尚政府委員 住宅金融公庫の予算全部について申し上げますと、三十九年度は、事業の量が十三万戸で、予算総額が八百七十七億ばかりでございまして、今回は十三万七千戸で、一千四百四億にいたしてございします。その中で分譲住宅は、三十九年一万七千戸でございしたのを、四十年二万五千戸と、八千戸ふやしております。

○稲富委員 この供給公社ができましたことによつて、在来の住宅協会、住宅組合等の貸し付けワケがしわ寄せをされるといふような事態は発生しないか、この点をひとつ明確にしておいていただきたいと思つております。

○尚政府委員 在来の各事業の貸し付けは、これによってしわ寄せを受ける点はほとんどございませぬ。ただ個人融資の分だけが、昨年に比べまして三千戸減っております。そのほかはすべて、昨年の事業よりも各種目とも拡大いたしております。

なお、お話しした住宅組合に対する融資でございますが、住宅組合に対する融資は、住宅金融公庫から法律上できることになっておりまして、公庫設立後数年間はいたしましたが、たしか昭和三十三年ごろから以後、住宅組合に対する融資は、行なっておりません。しかしながら、住宅組合には行ないませんけれども、労働者住宅協会等には融資を行なっております。この分につきましては、実は四十年度も、三十九年度二千二百戸に対し二千五百戸の融資の申し込みがございましたが、そういう点はなるべく御希望に沿うようにして、実施できると考えております。

○稲富委員 次に役員の問題についてお尋ねしたいのですが、本公社の役員は、理事並びに監事というものを置くことになっておりますが、定員というものをきめておられますが、何がために定員を御決定になられたのか、この点承りたいと思います。

○尚政府委員 この公社は、第二十一条にございますように、必須の業務として、積み立てと、その積み立てに従っての分譲住宅の供給をいたすほか、第三項以下に書いておりますように、いろいろ住宅団地の建設あるいはこれに必要な公益的あるいは利便施設等、各種の業務を書いております。これを全国的に見ますと、公社ができましたときに、非常に大きな各種の業務を行なう公社と、この積み立て方式を中心にして、あとほかに賃貸住宅を若干やるという小規模な公社とは、おのずから各県の住宅事情によって異なってくると思います。したがって、ここで人数をはっきりきめますことは、かえってそれぞれの公社の事業の性格と合わなくなるという点があると存じます。しかしながら、この公社が定款をつく

る際には、その定款の中で、役員の人数を明記することになっておりまして、その定款は、公社の設立の際に建設大臣の認可を受けるという形にしておりますので、その際に、あまりにも不合理な役員の方等がございましたら、私どものほうで、これを指導したいというふうな考えでおります。

○稲富委員 どうも法案成立に対して、役員だけはきめることになっておるのに、人数も何もきめないということには落ちない。そうなりますと、いま話を承りますと、公社の定款のときにきめるとおっしゃるけれども、どうも必要に応じて次々つくるといふことになってくると、無制限にもできるということになってくると、それじや本法が定款をどのくらい抑制するといふのか、監視するといふのか、そういう権限があるかどうか。この点、定款と本法との関係といふものに対してどういう考えを持っていられしるか、承りたい。

○尚政府委員 まず第九条に、「地方公社を設立するに、議会の議決を経、かつ、定款及び業務方法書を作成して、建設大臣の認可を受けなければならぬ。」とございまして、それから第五条に定款のことがございまして、この五条の第一項の五号で「役員の数、任期その他役員に関する事項」が、定款で定められるようになっております。それから二項におきまして、この「定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。」と規定しておるわけでありまして。

○稲富委員 しからば、この定款を決定して役員を任命する場合、当然理事長が任命しますが、これは労働者の積み立て等の金が相当な基礎をなすものでありますから、それらの場合には、少なくとも全役員の半数以上には相当するような労働者の代表といふものを、当然役員の中に入れなければいけない、こういう規定も当然行なわれるべきであると考えますが、これに対してはどういう考えを持っておりますか。

○尚政府委員 まず理事長は、果が設立いたす場合は、知事が任命することになりまして、理事長は理事長が任命することになるわけでございます。それで、この公社は、もちろん一般国民、労働者すべてに対して住宅の供給をいたすわけでございますから、住宅の供給あるいは住宅政策について相当深い認識を持った理事が選ばれることが当然でございます。またあわせて、政策だけを立てるのではなく、実際問題として建設をし、これを経営管理するわけでございますので、それらの事務についても、ある程度のたんのうなる理事でなければならぬ、こういうふうな考えです。これらの点は、地方公共団体自身が理事長を任命し、またそういう定款を定める場合に、やはり出資者である知事の承認を得てくるわけでございますから、そういうところで、県会あるいは市会等で、適切かどうかというふうなことも、ある程度その数等について話が出るというふうな考えておるわけでありまして。

○稲富委員 これはあなた方が立法なさって、その立法の精神から、労働者の出資もその基礎をなすものでございまして、当然役員なんかについて、できるだけ労働者の代表も加えるという趣旨が立法者としてあるかどうか、この点について伺います。

○尚政府委員 この地方住宅供給公社は、財団法人のような形でございまして、財団法人が、この第四條で、この出資は、「地方公共団体でなければ、地方公社に出資することができない。」という形になっておりまして、出資者は地方公共団体だけでございます。労働者の資金を受け入れるのは、これは一種の預貯金業務として、受け入れるという形になっております。

○稲富委員 労働者の出資は預貯金業務が知らなければいけません。これによって恩恵をこうむるのは労働者であり、ひいては労働者を目当てにつくる公社でありますから、やはり将来の運営その他に對して、相当労働者は発言というものを当然なさなければならぬと思う。そういう点から、出資者

だけで構成するという立法上の考え方は完全ではないと私は思う。少なくとも、これを利用するという労働者の代表も、将来の運営上、やはり役員の中に入れておくことが最も妥当である。私たちが思うのだが、立法者はここまでお考えにならないか、この点承りたいと思うのです。

○尚政府委員 私どもは、国民各層にわたっていろいろ意見があることは承知しておりますが、この公社につきましては、その設立及び監督につきまして、たとえば県が出資したところは、県知事が第一義的な監督をすることにいたして、県知事、それらの世論等のいろいろな希望等は、この知事を介して出てくるものと考えます。すなわち、県会におきまして、他の公営住宅等の業務とあわせて住宅政策全般として論ぜられ、そういうその一環としてこの公社が業務を行なう、こういうふうな解釈いたしました。先生の御指摘になりました基本的な住宅政策、あるいはその具体的な方法論等につきましては、これは県会、市会等、これらの設立し、かつ監督する団体の議会において論ぜられるというふうな想定して、この法律をつくった次第であります。

○稲富委員 これは立法者として非常に無責任な話なんです、やはりそういうような地方公共団体、その他だれでもやっていると、こういうようなことにまかせるといふことは、将来の運営に對してもいろいろの影響をすることだから、これを、立法者としては、法律化して実施する以上は、少なくとも立法の精神として立てておかなければならぬのじゃないかと思う。あるいはこう言っているだけども、官僚の古手だとか、次々にそういう者を役員に持ってくるというところは、従来考えられたことなんです。そういうことで、せっかく労働者のための大衆住宅といふものがはたして完全な運営ができるのであるか、こういうことも考えられますので、この点はやはり立法者として特別に考えておかなければいけない問題じゃないか、県こう私たちは思うわけなんです。それをただ、県

会その他にまかしているのだ、こういうことは、立法者としては非常に体裁のいいことだけれども、一面では非常に無責任だ、こういうようなをしりを免れることはできないと私は思うのでありますから、この点はこういう立法に当たられた政府として、これに対する方針は的確にして、ただ、地方にまかせるのだ、こういうようなことではないようにするのが立法上必要だと考えられるわけです。

○小山国務大臣 それはこういうことだと思えます。地方住宅供給公社は、地方自治体が出資をするわけですから、その運営の責任は公共団体自体が持つておる。そして勤労者のほうは運営に対する責任はないのであって、利用者の利用に対する、利便施設をこうしてくれとか、いろいろな希望条件はあると思うのでありますが、それは運営の責任とは別であって、要するに政策に対する一つの希望であると思うのであります。ですから、この場合の理事というものは、執行の責任者ですから、つまりそれを運営して、しかもちゃんと預金に安全に保管されるという、その責任は出資者が負わなければならぬ。いざというときには、出資者が損害を補てんするわけですから、そういう意味で、利用者がこれに入ってくるのは、立法上はおもしろくない、こう思います。

○稲富委員 しかし、これを利用するほうは勤労者であるし、二〇%というものは、出資という形になるかどうかわかりませんが、やはり負担をした形になるのです。だから、やはり利用者の意見もその運営上聞くことが必要ではないか。ただ運営する者だけでやるんだ、利用する者は何も発言権はないのだ、こういうようなことではたして運営がうまくいくか。しかもこれは単なる借家ではございません。単に借りるのじゃなくして、やはり借りる前には二〇%という負担をさせられておるといふことになるわけでありまして、これに対して、やはり利用する側が運営に対して何かの発言権を持つということは、将来の運営上も非常にいいんじゃないか、こうわれわれ

は考えてお尋ねしておるのです。

○小山国務大臣 いまおっしゃることは、要するに、希望の表明の機会を与えるということだと思えますが、それは運営上当然やらせなければいかぬと思えます。ただ、それを理事者として入れるかどうか。たとえば、株式会社の金融機関の場合に、それじゃ預金者を役員に入れるかという、預金者は入れないわけですね。株主としては入れるわけでありまして、したがって、預金者の意見を反映しなければいかぬかもしれないけれども、それは理事者として反映するのではなくて、ほかの方法で反映させる方法が考えられなければいかぬのじゃないか。そういう意味では、今後の指導方針として、そこに住もうとする人たちの希望は、一体どういふところにあるかということを知り、それからどうな方を講じる必要があるまいしょう。しかしそれを理事者として迎へ入れるという立法の必要はない、こういうふうにお考えを願います。

○稲富委員 どうも、私はその点が大臣と考えが違ふのですが……。しかも理事に対して定員がない。さっきの話を聞くと、必要なものは次々と理事に入れてもいいのだという解釈、それほど理事というものを広範に考えておるとするならば、利用する側としても、経営に対して、いささか将来の運営に対する発言の場所があつてもいいのじゃないか、それならば理事者の中に入れても差しつかえないのじゃないか、こういうような考えをわれわれは持つておるわけでありまして、この点は立法者のほうとわれわれのほうと考へが違ふようでありまして、この点は何かの形において運営上そういうことが必要ではないか、こういうことをわれわれは考へるわけでありまして、あなた方は必要ないとおっしゃるが、私は非常に必要だと思ふのであります。そうすることが、将来円滑な運営をする上において非常にいいのじゃないか。また利用者のほうの意見を聞くこともでき、民主的な運営ができるのじゃないか、こういうこともわれわれは考へます。単なる預金者の場合と性格が非常に違ふと思うのです。その点を私は考へますので、単なる預金者として扱うのではなくて、やはりこれに対しては、利用者のほうは、いかに、この法律上は出資者であるということとは間違ひありませんので、やはり出資をしたような意味の負担があるのですから、この点は考へなければならぬ、こう考へます。

○小山国務大臣 おっしゃる趣旨はわかります。つまり将来住もうとする人、そういう人たちの意見を反映する場所がなければならぬ、その趣旨はわかりますが、それを理事者として、執行の責任を負わせる立場に置くか置かぬかということになると、意見を異にするわけでありまして。

○稲富委員 この問題はどんなに議論しても、どうも平行線でありまして、将来何か、これが運営にあたつては、そういうこともひとつ十分考慮して運営されることを、将来のために希望を申し上げておきたいと思ふのであります。

さらに、本法によります取り扱い金融機関、これが住宅金融公社とこの公社になつておりますが、勤労者いわゆる労働者が出資するという関係もありまして、労働金庫をもやはり取り扱い金融機関としてこれを認めたらどうかと思ふのでございまして、こういうことに対しては別に考へてないわけでありまして。

○尚政府委員 この二十五条の業務の委託で、「住宅の積立分譲に関する契約に基づく金銭の受入れに関する業務の一部を銀行その他の金融機関に委託する」ということになりました。これは、この公社が預金のいわゆる出納事務等を扱うことは事故を起こしやういす、また現金でございまして、いろいろ計算等もたんのうといふわけにまいりませんので、この窓口を金融機関にいたしたい、こういうふうにしたわけでございます。この金融機関の選定は、それぞれ地方公社を設立いたしました団体等の事情もいろいろあります。たとえば果金庫とか、あるいは預かり金を受け入れるための地域的な配置、そういうような点もございまして、これからは、私どもとしては、大體公社を設立した県と相談してきめていきたいと思います。

い、こういうふうにお考えを願います。したがうして、労働金庫が入るか入らないかということ、私どもとしては、これは入つてもよいし、入らない場合もあるし、それはそれぞれ地方公社及びそれを監督している県と相談してきめていただく、こういうふうにお考えを願います。

○稲富委員 いま一点であります、住宅金融公社法の二十条によりまして、公庫の貸し付け融資が八割に相当する金額まで、こういうことになつておりますが、従来もなかなかこの八割までは実施せられていないようにわれわれは聞いております。今回の場合は、やはり正確に八割まで貸し付けをする、こういうふうなことにひとつ十分配慮しておいていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○尚政府委員 法律上、八割の融資になつておりますが、在来は、八割以内とございまして、で、予算のときに七割五分というふうになつて、かつ、先ほど先生が御指摘になりましたように、単価が悪いので、それが実質的に六割にしか働かないというふうな事情でございまして、今回の分譲住宅につきましては、予算のときから八割にいたしてございまして、そして単価がまだ十分でないで、その点につきましては、先ほど私申し上げましたように、予算自身は、分譲住宅全般につきまして二百六十億用意してございまして、その中で構造別等をいろいろ計数的に整理いたしまして、先ほど申しましたように、実体として最低七割程度——七割がちょっと切れるかもしれない。それからあと、土地等の価格がうまくなりますれば八割というふうにして、在来の融資よりよほど引き上げたいというふうにお考えを願います。それが、先ほど具体的に申しましたように、在来大都市におきまして、鉄筋のアパート一戸につきまして最高百二十万しか公庫の融資が行つておりませんという結果を、今回の予算と、いまの計数のいろいろの整理をいたしまして、百八十万ぐらゐまで融資がいくように引上げる。したが

いまして、鉄筋のアパートは大体二百二十万から二百五十万ぐらいでできる予定でございます。いま申したように、七割から八割の融資が確保できる。こういうふうにしたいと思ひます。

○**稲富委員** その点は、先刻申し上げましたように、やはり非常に貸し付けの率が低いということ、は、實際上困るので、少なくとも今回に限っては八割を下らないように、こういう方針でやってもらわなければ事実上困ると思ひます。

〔委員長退席、廣瀬委員長代理着席〕

せつかくこういう公社ができるのだから、これを契機に、八割が最高になっておるから八割以内、ということでも値切らないようにして、八割はどうしても出すのだ、こういう方針で処していただきたいということ、特に私申し上げたいと思ひます。

○**尚政府委員** その問題は、私も八割をぜひ実現したいと思ひます。が、端的に申しまして、やはり家には、家族の数がございまして、予算で成立しましたよりも、若干面積を大きくして供給したほうがよいような場合がございまして、そうしますと、どうしてもその分は負担願わなければならぬ。その結果七割になる。七割になる場合は、たいがい面積がやや大きいほうで、やむを得ずそうなるというふうになっておるわけでございします。

○**稲富委員** 私の質問は、これで終わります。

○**廣瀬委員長代理** 金丸徳重君。

○**金丸(徳)委員** だいたい時間も過ぎておりますし、それから、私のお尋ねいたすことが、あるいは前に問題になりまして、ダブルのような心配もありますけれども、ごく要点だけをかいつまんでお尋ねいたすことにいたしたいと思ひます。

お尋ねいたします前提といたしまして、今回、この地方住宅供給公社の設立によりまして、実際にどれくらい住宅政策に寄与するのか。従来、公社公団をもつてやっておられたのが、この新しい方策の採用といひますか、創設によりまして、地

方もあわせて全国的にいつて、どれくらいの分譲住宅あるいは貸し家がふえてくる見込みなのか、その点を一つ。

○**小山国務大臣** 計画によりまして、今年度は二万戸ということを進めるわけでありまして、問題は、住宅政策にどのような寄与をするかということになります。いままで、住宅公庫から個人個人の貸し付けをしておりまして、実情を申し上げると、予算単価が低かったり土地の値段が高かったりするために、個人個人の融資というものは、住宅の必要な人になかなかいかないで、むしろ、こういうところで申し上げるのはいかがかと思ひますが、幾らか金を持つておる人が、税務署から聞かれたときに、いやこれは公庫から金を借りてつくりましたというふうなふう利用される場合のほうがありがちであつた。そういうような実情であつたことは、率直にいつて、申し上げたいと思ひます。

○**金丸(徳)委員** 実質的に非常に役に立つという見込みのもとに、今年度二万戸という大体の計算をなさつておられる。それに関連して私のお伺ひいたしたいのは、今度の制度によりまして、どれくらい実際の住宅財源がふえてきておるのか、ふえる見込みがあるのか、ということをも承りた

○**尚政府委員** 住宅の予算につきまして申し上げますと、政府関係のうち、建設省が所管しております公営住宅、改良住宅、住宅金融公庫、日本住宅公団等でありまして、これが三十九年度は、いま申し上げました各住宅を集めまして、二十三万五千戸で、その総予算額は二千七百六十六億四千万でございます。四十年度は、いま申しました供給公社への公庫の融資等も含めまして、二十四万七千戸でございまして、二千五百三十四億ばかりにいたして、約四百数十億ふやしております。

○**金丸(徳)委員** その四百数十億ふえるというものは、どういふところを当てにしておられるか。

○**尚政府委員** いまふえました額は四百五十七億ばかりでございますが、この中には、補助金で五十九億、それから財政投融資といたしまして、これは出資金と低利資金とございします。それから民間資金もございまして、合わせて三百二十億ふえております。

○**金丸(徳)委員** そういうことで、新しくこの公社の設立の目的は、国全体としての住宅政策に大いに寄与しよう——いま承つておりますと、戸数においてやはり二割程度ふやしたい、こういうことであつた。

そこで、私はこの住宅政策の根本についてちょっと触れてみたいのでありますが、今度の公社は、大体は分譲住宅を主眼として、従的に賃貸住宅をもつてつていこう、こういうふうなことのよう、法案のたてまえからは受け取れるのでありますが、この点は私の受け取り方が悪いのであります。が、それともそういう方向で進んでおる、ねらいがそういうことであつたのか、この点どうでありますか。

○**尚政府委員** この地方住宅供給公社は、この法案の附則のほうでもいろいろ書いてございします。うに、現在まで、地方公共団体が出資して、民法三十四条によりまして法人として、地方に、住宅協会有るいは何々県住宅公社といて、住宅供給を行つておりました団体がございします。それらの公社、協会が、住宅金融公庫の融資を受けつつ、本法第二十一条の三項以下に書いてございします「住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡」それ以下

いままでの賃貸住宅、分譲住宅を在来どおりやつておりました公社が、そこへさらに預かり金業務を行つて、これに住宅供給をつけて住宅困窮者に渡すというところで、この第二十一条の一項、二項に書いてございしますような業務が新たに加わつたわけでございます。そこで、私もいたしましては、在来の賃貸住宅あるいは在来の宅地分譲、こういうものは、先ほど申し上げましたように、公庫の予算でも逐年ふえておりますので、そのように事業がふくらみつつ新たに貯蓄の業務も伴つた分譲住宅、いわゆる勤労者の住宅が加わりまして、これのほうは、実を申し上げますと、今後大いに伸ばしていく。したがらしまして、いま四十年年度自体としまして、在来の事業のほうが少なくて、積み立て分譲のほうはまだ戸数でも少ないという公共団体が多いと思ひます。しかし、今後この事業が円滑にいくようにいたしまして、この積み立て分譲をふやしたいと考えております。そうしますと、だんだんこの事業が大きくなる。しかしながら、全体といたしましては、いま言ひました積み立て分譲もやれば、従来のような賃貸アパートもやる、そういう一つの大きな供給公社に育てたいというふうな考えております。

○**金丸(徳)委員** 大体、従来の方針にプラス民間資金といひますか、利用者の資金をもかき集めた形で強力に推進しよう、こういうお考えのようでありまして、この点、私はよくわかるのであります。が、そういたしますと、なぜ新しくこういう公社をつくらなければならないのか。従来、公社、公団で、これに地方的な機能も持たせることによつて足りるのじゃないかというふうな、これはあるいはしるうと考えるかもしれませんけれども、そういう気がいたすのであります。なぜこれを、地方にこうして数十の公社を個別につくる必要があるのか。私の心配いたしますのは、これがサラリーマンをねらつておる、大体はそういうこととありますから、そういういたしますと、サラリーマンには転勤ということがあつて、移住ということもある。そういうことからいたしまして、各地方

に分散し、孤立することによって、全国的な連絡を欠く心配があるのではないかと。もし、全国的な機能を持つ公社にやられるならば、転勤、転住その他の場合においても、きわめて円滑にこれらのことが取り扱われると思うのでございますが、そういうような不便をもあえて克服するといえますか、これをも甘受して、こうした幾つかに分かれる、数十に分かれるような中でやらなければならぬのか。その点について、しろうとわりのするような御説明をお願いしたい。

○尚政府委員 お話のごとく、在来も、民法三十四条に基づいておりました住宅協会、公社が、それぞれ賃貸住宅、分譲住宅等の建設も行なっておったわけですが、今回の地方供給公社法におきましては、一つは住宅を求めた方が計画的に積み立て金を行なうて、それによって住宅を取得する。

〔廣瀬委員長代理退席、委員長着席〕

そういったしますと、在来のような分譲住宅方式をとっておりますと、かりにある程度お金を積み立てても、くじに当たらないければその家がもらえないということと、とかくその積み立てをしたお金もほかのほうへ使われていくというような傾向がございました。そこで今回は、積み立てました方は必ず家が当たる、そういうことでもって、ここに、この公社に積み立てる方は、数年後に家が手に入るということで、計画的な生活ができるようにするというのが一つの大きなねらいでございます。それから、そういうことによつて積み立てていただきました多くの方のお金を運用して、あらかじめ土地を数年前に取得しておく、というような資金力をもつて、当然、国民のお金を預かるだけの十分な信用力があり、かつ将来にわたつて、その住宅供給経営が十分できる能力を備えるような団体でなければならぬわけでございます。そこで、従来賃貸住宅等の供給を行なっておりましたこの地方の協会、公社は、今回組織を強化いたしまして、すなわち知事の監督、建設

大臣の監督等を強化するとともに、さらに住宅建設の能力を強めするために、土地の収用権とかあるいは新住宅市街地開発事業を行なう事業主体になるとか、いろいろ住宅事業を行なうのに、在来持っていたいかなかった権限を付与する。すなわち在来の協会、公社というものを強化して、住宅建設の推進力を強めるといふことと、いま一つ、先ほど申し上げました新たに積み立て制度による分譲住宅の供給というのをいたす、このためにこの公社をつくつたわけでございます。

なお、お話のございました、転勤等のある方は、いずれにせよ最後の落ちつく場所があまりはつきりされない方は、まず需要においては御希望が普通少ないと思ひます。こういう方はそれぞれの地域の賃貸住宅に申し込まれる、賃貸住宅は在来どおり逐次ふやしていきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、かりにこの積み立てをされてから後、突然の理由で、他のところへ転勤しなければならなくなったという方も出るかと思ひますが、これらの方は、決して御損がいけないように、一定期間以上積み立てられた方には、利子をつけて返すというように、法律の中でいたしておるわけでございます。先生がおっしゃられましたのは、積み立てられた方が、全国の公社なりでもって、その乗り移りができるように考えたかどうかというお話だと思ひますが、これは、いま、私個人の意見で恐縮でございますが、できるだけそういうふうにならばいいと思つておりますが、これまた全国の公社のでき方いかんによつてからでないと、まだ必ずしもそうすると申し上げられませんが、それは十分今後検討いたしてみたいというふうな考へておる問題でございます。しかし必ずうまくいくかどうか、ちょっと問題があるのでございます。

○金丸(徳)委員 時間が制約されてきましたからあれですけれども、いまのその点なんですけれども、なるほど積み立てた金は利息をつけて返すのだからいいじゃないかと言われますが、それは最初の

加入したときの趣旨に合わない。利用者の対象がサラリーマンだということですから、しかも、今度は、この新しい制度をつくるのには、その積み立て預金のほうを、預金制度をたいへん重点的に見ておるといふものですから、それではそれに合うような組織のほうがいよいよのじゃないか、こう思ふので、なぜ幾つかに分けてやらなければならぬのか、それがわからぬというのであります。いまのように特典と与えるからということでありませんが、それは何も一本の特典が与えられないとか、分けなければだめだとかいうことにはならぬと思ひます。もし中央に一つの公団があつて、各地に支所があるならば、それでも足りるわけでありまして、どういふわけであらうか、この法がなくなつておるか、その点、一口でわかるような方法がないのかどうか。時間がありませんから、端的にいいですからお答えをお願いしたい。

○尚政府委員 確かに、おっしゃる通りに、全国一組織でそういうことが行なえることがあるといふこと、日本住宅公団が、全国的な組織であれば、これに近いことになるわけですが、しかしながら、現実の状況としては、日本の住宅公団は、大都市近傍の住宅離解消だけでも、ただいませいぜい一ぱの仕事をやっております。そこで新たにこの地方供給公社を、地方公共団体を主体にして設けることといたしましたのは、現在実際問題として、地方の住宅事情をよく把握し、かつ、協会、公社等をもつて現に住宅供給をやっておりますので、これをまず活用したい、こういうふうな考へたわけで、あとはこの連絡組織等においてできるだけ円滑にいけばいいというふうな考へるわけでございますが、ちょっと問題がございますのは、たとえば東京などにつきましては、他の地区から転入してくる方が非常に多いわけです。そうしますと、たとえば、東京都住宅公社は、それを全部常に引き受けるだけの余力がないと思ふのでございまして。そういう点の調整がつけば、Aの公社からBの公社へ変更というようなことも考へてもいい

と思ひますが、実行上大都市がそれを全部受け入れられるかという問題で、私も検討——まあむずかしい点と思つておるわけでございます。

○金丸(徳)委員 この点、押し問答しておつてもしかたがありません。先ほど、これについてはなにお考へるとおっしゃつておられますから、それでなにおですけれども、私はいまあなたのあげた例の、実は逆のことを考へておる。東京で働いておつて、やがては落ちつくところを地方に求める、その地方がまだわからぬけれども、東京において積み立てておきたいという方もたくさんあらうと思ひますから、そういう場合においても、やはり一本のほうで便利じゃないか、こういうことでお伺いをいたしましたのであります。これは御記憶を願うことといたします。

それから次に、ざつとなににいたしますけれども、大臣、今度の住宅政策を強力に進める上においては、こういうふうな公社案もけっこうと思ひます。けっこうと思ひますけれども、さらに、もつと民間の貸し家業というものを——貸し家業というのは、いうところの高利貸的な貸し家業ではなくて、堅実な、健全な不動産業というふうなものを助成する、この活発なる活動を促すということも、いま当面の非常な急務になつておるこの住宅事情を救う一つの道ではないかと思ふのであります。この点はどうかというふうな考へられて、またどんなふうな手を打つておられますか。

○小山国務大臣 その点、国の財政資金だけではなかなか思ふような住宅政策も十分できない、おっしゃるとおりでございます。そこで、民間の健全な、いわゆるアパート業者とか、そういうものを助成する道をひとつ考へようじゃないかというところで、あるいは税法上はどうしたらよいかどうか、金融上はどうしたらよいかどうかという点を、いま住宅対策審議会に諮問をいたしておるところであります。これは十分その道をせひ考へなければならぬ、こう思つております。

○金丸(徳)委員 今度の案をお進めになる上について、そういうふうな民間の機関、たとえば生命保険会社の子会社である不動産業者だとかというものにつきまして、何かの、その活動を促すための方法というものを、建設省として住宅政策を進める上について、具体的に何か手を打っておられるのですか。いまのような、審議会のほうにまかしておるといふことじゃなくて、何か手を打っていることがありますれば、お漏らしおきを願いたい。

○小山国務大臣 住宅公団の資金として、従来生命保険の資金を受け入れておりましたが、今度は信託と火災保険の資金も受け入れて、それを原資に使っておるわけです。そのために高い原資になりますので、利息補給をやつて、金利を薄めて使う、こういう方策を今度とつたわけでありませう。

○金丸(徳)委員 国のほうの資金で薄めて使うという、その経費を直接不動産会社なり何なり——いい会社です。高利貸的なものではなくて、いい会社に、直接何か助成するような方法をとられることが、一そうその住宅政策に寄与する気持ちに刺激する上において得策じゃないかと思うのですが、この点はいかがお考えになりますか。

○小山国務大臣 そういう政府の金でいわゆる金利を薄めるといふ政策をとりますと、やはりそれはどうして民間企業ではくあいが悪いので、これは公共企業、公的な性格を持った企業でないといけませんから、そうしますと、いきなり民間業者にそういう資金を与え、それに利子補給をするというわけにいきませんから、そのころはよほどくふうしないと、組織の面でもくふうをする必要があるかと思つたので、そういう面を含めて、いま検討しておるところであります。

○尚政府委員 補足説明を申し上げますが、その民間資金の活用——まだ十分ではございませんが、三十九年度に五十億、それから四十年度も同じ五十億でございますが、信託銀行のそういう資

金が、大蔵省の行政指導のもとに、いわゆる信託の約款をつくるに、民間の宅地造成及び住宅建設方面に流れるように、これは大蔵当局と話し合つて、大蔵当局の行政指導で、一定のワク、五十億というワクを設けてやる道が昨年から開かれました。これらの問題は、成績がよければ一そう大きくお願いしたい、こう考えております。

○金丸(徳)委員 そういう方面にも力を入れておかれて、ひとり公的な、国家的な力ばかりではなくて、民間の力も動員する必要があるかと思ふのです。

そこでひとつ伺ひするのでありますが、郵政省では、昨年ですか、福祉事業団というのをつくりまして、これは一種の貸し家業と言つてはいいないのでありますが、老人住宅をつくつて、これを貸しております。また、部屋をたくさんつくつて、これも貸し室をしております。これもよくわからずにはありますけれども、住宅政策に寄与するところが大きいのであります。こういう方向で——これは民間ではありませんから、しかもその大部分の金は、住宅公団あるいは金融公社のほうへ回しておるのです。この郵政省が経営しておるところの簡便の福祉事業団をして、さらに住宅政策に寄与させるための道を開けることも必要だと思つておりますが、この点、大臣にお伺ひする前に、郵政省のほうで、福祉事業団として、そういう考えを持っておられるかどうか、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○合田説明員 簡便保険といつたしましては、いま先生からお話がありましたように、ただいま老人ホームを全国に十カ所、それからヘルスセンター、保養センターといつておられますけれども、それをいま四カ所、この保養センターは行く行くは各県に一つづつ持つていくというじゃないか。このほか福祉施設としては、診療所を全国に二十九カ所、その他移動診療、自動車による無医村の診療等をやつておるわけでございますけれども、私たち簡便保険局の考えとしては、還元融資

といひますか、加入者からお預かりした金でございまして、できるだけその加入者層に広く利益を還元するという意味で、間接的な地方公共団体への融資に重点を置いていましてやつていくわけでございますけれども、もう一つの考え方として、各加入者へ直接その利益の還元もいたしたい。具体的に言いますと、配当の増配をしますとか、あるいはいまおっしゃられた福祉施設も拡充していきたいというふうな考へて、老人ホームもやつておるわけでございます。住宅につきましても、これはだれでもいいというわけにいきませんけれども、加入者に対してはそういうものを提供したかどうかという考へはございまして、検討したこともございまして、いまでも検討しているわけでございますけれども、さしむき目先のことに追われまして、そこまで手が回つておりません。実は来年度は集中満期で、満期が来て、資金からは大体千五百億ベースになりまして、四、五年先には大体三千億見当にはなるのじゃないかというふうな資金の見通しもありますので、そういう加入者のための住宅ということは考へていくべきじゃないかということ、私たちのほうでは検討しているわけでございます。

○金丸(徳)委員 建設大臣、いまお聞きのように、郵政省としても貸し家といひますか、そういう方面に仕事を広げる道が開けております。そこで先ほど伺ひしますと、民間会社に対してでもできるだけの協力を求めるというお気持ちの中からも、郵政大臣に御相談なさつて——これは各県に一つづつ機関を持つのもありますし、それから原資はいまお聞きのように、近く年々三千億ずつもたまってまいるといふことであります。長期安定の資金としましては、一番いい方法でありまして、加入者に限定されることはやむを得ないといひましたけれども、保険加入者だけでも貸し家が手軽に借りられるというふうなことになるれば、それだけ私は住宅政策に大きな好影響をもたらすと思ふのです。これは郵政大臣に御相談なさつて、そういう

方面にさらに簡便事業として力を入れるように、協力を求めるお考えがどうか。

○小山国務大臣 住宅政策は、佐藤内閣の重要政策の一つでありますので、住宅の資金はありとあらゆる施策を動員したい、こう考へておるわけですから。そこで私どものほうとしましては、いま住宅の資金が方々から出ておりますが、資金が出ておるのとは差しつかえないのでありますけれども、一体どの程度の住宅をつくるのが国民的に一番望ましいかと、貸し家に幾らの金を回し、あるいは持ち家に幾らを回すとかいうようないわゆる住宅政策の基本に関する問題は、やはり総合的にやる必要があるだろうということ、この間の委員会でも申し上げましたが、住宅基本法的なものをつくりまして、その原資は、たとえば簡便保険から幾ら入れるのだとか、あるいは厚生省の金から幾ら入れるのだとか、そういうような方針のもとに、基本的な住宅政策一本でいけるような体制をつくりたいとかねがね思つておるわけです。いまおっしゃるのは原資の問題でありますから、原資については、当然その問題とからんで、郵政省の金を使つてもいい、厚生省の金を使つてもいい、こう考へておるわけでありませう。

○金丸(徳)委員 大臣は、原資だけの問題と、こつちで言ひますが、私は方法もたいへん大切だと思ふのです。先ほど稲富委員のお説の中にも出てまいつたのでありますが、利用者の方にも取り入れるための何か一つの方法を講じたほうがいいのじゃないかと思ひます。私はそれは大切なことだと思ふのです。単なる預金者ではなくて、将来の住宅の利用者としてありますから、普通の金を貯金する者という考へ方ではないと思ひます。それからもう一つは、今度の公社は預金を扱うといひますと、なかなかたいへんだと思ふのです。そういう意味におきましては、郵政省が扱つておる簡便の仕事などというものは、長い間受け払いの仕事にはなれております。したがつて、そういうものとあわせまして、その資金を住宅に回す。ただしそれは加入者といひますか、預金者

といひますか、保険でいへば加入者であります。加入者に還元するという形において、何か一つ方法を講じられることは、建設大臣として住宅政策を推進する上においては非常に大切なことだと思ふ。資金だけを見ますれば、厚生省で集めることろの資金も、その他船員保険の資金も、国民年金の資金も、みな住宅政策に入ってくるだろうと思ふのですけれども、そこには一つもうまみがない。したがって、推進力が弱まる。そういう意味におきましては、保険の積み立て金を住宅政策に振り向けるために、特に加入者、契約者の住宅事情窮迫者に対しては優先的に考えるということが、きわめて巧妙な方法じゃないか、こう思うのです。それによりまして、今度の公社の運営について加入者の意見も参酌すべきである、ということの気持ちも救われてまゐるのではないか、こう思うのであります。特にいま、昨年開かれた福祉事業団というものによつて道ができておりますから、だからこの公社を要らぬとは私は申しません。公社ができたほうが、多々ますます弁ずという意味においていいと思ひますが、よりいい端的な方法といたしましては、全国単一の組織であつて、どこにどう転住してもいいという制度があつて、しかもそれは長期安定な資金をふんだんに持つておるという意味におきましては、これに協力を求めるということは、この場合大切なことだと思ふのであります。ひとつ大臣の御所見を承つておきたい。

○小山国務大臣 いまおっしゃられる簡易生命保険の金は、預金部資金を通じて現在入つておるわけですから、その預金部のそれをふやすことも一つの方法、それからもう一つは、いまおっしゃったように、加入者に対する便宜を与えるという意味でやることも一つの方法、ただそれをやはり総合的に考えないと、ばらばらの住宅政策になつてはいけないのであるから、そこで住宅基本法をつくらうかという御意見に私も賛同しておるわけであつて、その趣旨は全く同じであります。

○金丸徳委員 私に与えられた時間は過ぎてしまひましたから、押し問答になつてもいいけませんけれども、私はこの住宅政策を強力に推進する意味において、できるだけの方法を講じなければならぬという意味で、これも大きく残された問題ではないか、こう考える。したがって、簡易事業は住宅政策に大いに寄与した。あるいは例の自作農創設資金などについても大いに寄与した。いま国策の最重点として取り上げられてゐるところの住宅問題については、やはりこの場合、原資的にいつても、方法的にいつても、制度的にいつても、一番便利なるこの制度を見のがしてはいかぬのじゃないか、こう思うのですから、これは大臣にも特に御考を願ひ、特に住宅局長のほうでは具体的にいかにかこの制度を利用なさるかということについて、ひとつ肝胆を砕いていただきたいと思ふ。これだけお願いいたしまして、私の質問を終ります。

○森山委員長 次に、西宮弘君。

○西宮委員 できるだけ簡単にお尋ねをいたしますが、私も、そもそも勤労者の住宅というものは、政府の責任においてこれを供給すべきものだといふふうに考へておるわけですが、けれども、今日まで、その政府の施策が十分でないために、民間の団体が自主的にいろいろ仕事をしてくいてゐるわけですね。その問題と今度のこの供給公社との関係について、その問題にしばつて二、三お尋ねをしたいと思ふのです。

具体的に申しますと、たとえば労働者の住宅を建設いたしますために、日本労働者住宅協会というふうなものができてゐるわけですね。こういうものに對して、そもそもこういう民間の自主的な団体に對して、大臣としてはどういふふうにかこれを認識をし、あるいは評価をしておられるか、あるいはまた、将来これに對してどういふ期待を持っておられるか、というふうなことをまずお伺ひしたいと思ひます。

○小山国務大臣 住宅の資金をどのような手段で調達するかということ、これはいかなる団体であつてもいいわけでありまして、しかしながら、住宅公庫から金を貸す場合には、やはり回収の責任を負うだけの力があるかどうか。あるいは住宅建設の能力なり経験があるかどうかという問題は考へておかなければなりません。そこで、いまおっしゃいました労働者住宅協会というものは、多年の経験を持つておられるようでありまして、いままでも公庫を通じて一定のワクを出して、住宅建設に公庫の資金を使つてもらつてゐるわけですが、この面は今後、住宅供給公社ができてからも、同じように扱つていきたい、こう思つております。

○西宮委員 供給公社ができて同じように扱つていくという、その内容であります。まず、融資の条件についてお尋ねしたいと思ひますが、これはどうですか。供給公社の場合と全く同様に扱ひますか。

○尚政府委員 ただいま私も、事務的に考へておりますのは、かようにいたしたいと思つております。いまゆる八〇〇融資を目指して、先ほど来御説明をいたしました、面積が多いと七〇〇に減ることがございますけれども、これらの住宅は勤労者のための住宅でございますので、おおむね十五坪から十八坪程度の住宅について、七〇ないし八〇の、融資率を引き上げた融資をいたしたい、こう考へておりますが、労働者住宅協会は、大体においてその程度の家の供給がされておりますので、その条件になつたものは、一応住宅供給公社と全く同一条件で融資いたしたい、こういうふうになつております。

○西宮委員 そうすると、融資の条件としては全く同様に扱ひ、いまの規模を標準にいたしまして、私も、これらの融資条件は全く同様だといふことを確認しておきたいと思ふのであります。が、もう一つ、同じように扱ひという大臣の答弁の中に、たとえば税制の問題はどうですか。

○尚政府委員 これは税のほうの関係でございますが、やはり課税の対象といたしましては、民法の法人と、特別法でできますたゞいまの供給公社の

ような特別法人とは、いろんな点で異なつております。労働者住宅協会は財団法人でございますので、やはり民法法人としての減税の恩恵を受けるということにとどまらざるを得ないということでありませう。

○西宮委員 そうしますと、税の所管は大蔵省でありませうが、住宅局長なりないしは建設大臣としても、重大な関心を持つてもらわなければならぬ問題でありますので、お尋ねをするわけですが、税制の問題については、供給公社の場合と、労働協の場合については、若干の格差がある、全く同様だといふわけにはいかない、こういうことですか。

○小山国務大臣 これは、供給公社の場合には、特別法でつくつておりました特別な恩恵を与えておりますが、労働協の場合には、一般の財団法人としての税制上の恩恵、こういう差別は出てまいります。先ほど私が同様に扱ひと言ひましたのは、いままでよりも戸数を減らしたという、こつちのほうでできたからこつちはいじやないかということとで、戸数を減らしたというわけではない、ということを含めて申したのであります。

○西宮委員 私も、いまの税の問題も、これは最もむづかしい問題であるといふことは十分承知しておりますが、これを育成をしていくというためには、非常に大事な問題でありますので、建設大臣にお尋ねしても無理かと思ひますけれども、十分大蔵省とも御連絡をとつて、将来においては、そういう面でも供給公社と同じような扱いがされるように、税制を検討してもらふということ、ぜひお願いしておきたいと思ひます。

次に、この供給公社に設けられる理事の中に労働団体の代表を加えてもらいたい、こういうことを私も考へておるわけですが、これはいかがですか。

○小山国務大臣 これは先ほどお答えいたしました、理事というものは執行の責任者であつて、出資者から出すということになつておりました、この供給公社の場合、出資者は地方の公共団体であ

りますから、したがって、その理事者を選ぶ場合にだれを選ぶかは、あるいは労働者の団体である人を選ぶかもしませんけれども、法制上、そういう利用者の団体、もしくは利用者から出すということは理論的にむずかしいかということ、先ほど答弁申し上げたのであります。

○西宮委員 法制上設けてもらわなくてもけっこうだと思っておりますが、これは行政指導でできることでありまして、しかも、いわゆる労働者の団体の代表と私が言ったのは、必ずしも労働組合の代表というようなつもりではないので、いわゆる労働者の福祉を担当してある団体がいろいろあるわけです。たとえば、労働金庫でもけっこうでありまして、あるいは労働者の福祉事業団体もありまして、そういう労働者の福祉を担当する団体、あるいは住宅生協というふうなものもあります。そういう団体の代表を参加させるといふことは、この仕事の性質からいって、いわゆる労働者が相手の仕事だという点からいって、きわめて妥当適切だと思うのでありますから、それについてひとつ大臣から行政指導をしてもらいたい、こういうことを希望するのですが、いかがですか。

○小山国務大臣 これは、私もとしてはこう考へております。要するに理事者は執行の責任者である。それから、ここに書いてあるいろいろな罰則の適用も受けるわけです。これは、出資者であつてはじめてそれだけの責任を負うべきものである。ですから、先ほどもお答えしましたが、運営上の問題として、いろいろな希望を言ったり、利用者の側の声も聞かなければなりませんから、運用上の問題としては行政指導しなければいかぬと思ひますが、それを理事者に入れるようにということ、理事者に入れたために非常に迷惑することもあるわけでありまして、こういう罰則その他もあるわけですから、損害賠償の責任だつて出てくるわけですから、必ずしもそのことがいいかどうかについては、自信もありませんし、法制上も無理な点だと思つておりますので、運営上の問題

としては考えられるけれども、理事者としてということについては、どうも所見を異にするわけでありまして。

○西宮委員 いまお話しした罰則問題その他いろいろの問題があることは、われわれも十分承知をいたしておるわけです。しかし、この団体が今日までも、たとえば労働金庫などを中心にして同じような仕事をやってきている。したがって、今度できる団体の執行機関の中に加わることが最も適当だと私は考へておるわけですが、これは、もし即答ができないならば検討された後でけっこうだと思ひますが、私どもは強くそういうことを期待をいたしておりますので、ぜひ研究してもらいたいと思ひますが、局長、もし何かお考えがあらうら聞かしていただきたい。

○尚政府委員 ただいま大臣から御説明を申し上げましたように、理事者として入ることは制度上もむづかしい。しかし、住宅を利用する方、あるいは住宅供給の経験のある方の意見を聞いて運用するということ、運用上も必要な問題でございます。したがって、地方公共団体がこの地方公社を運営するに当たりまして、議会を通じて、あるいは特定の委員会等を通じて、そういう意見が聞かれるという仕組みで、監督し指導をしていくというふうなことは、今後の問題として検討すべき問題だと思ひます。

○西宮委員 それでは、いまのところ、その運営については、いわば利用者の側である労働者の意見を聞くということがきわめて必要だということ、十分了解されたわけですから、ぜひその線に従つて、末端の指導をお願いしたい、行政指導をぜひやってもらいたい、こういうことを繰り返してお願ひしておきます。

次にお尋ねしたいのは、いわゆる労働金庫を今回の公社の取り扱いの金融機関に指定してもらいたいということですが、この点はいかがですか。

○小山国務大臣 この点は先ほども御答弁しましたが、この地方供給公社が委託金融機関はどこにするかというのをきめるわけですが、労働金庫はいけないかというところは、われわれ考へていないわけでございます。労働金庫も、適当なところに支店があつたりするならば、これはもう差しつかえないのでございますから、これはその公社自体と労働金庫の話し合いということになるのじゃないか、こう思ひます。

○西宮委員 公社側との話し合いということになると思ひますが、その際の、いわゆる監督官庁としての行政指導はぜひお願いしたいと思ひます。たとえば、いままでも、住宅金融公庫あるいは国民金融公庫、年金福祉事業団、中小企業退職金共済事業団、あるいは建設業退職金共済組合、こういうのはいずれも管理業務をやつておるわけです。ですから、今度の場合も、管理業務をするのは当然だと私は思ふのです。ぜひそういう行政指導をしてもらいたいと思ひますが、もう一べん御返答をお願いしたいと思います。

○小山国務大臣 できるだけ、そういうふうにいたします。

○西宮委員 わかりました。

最後に、もう一つ大事な問題をお尋ねしておきたいのは、いわゆる余裕金の扱い方でありまして、余裕金の運用について、今度の法案の三十四条によりまして、余裕金は「銀行への預金又は郵便貯金」と、第一項第二号にそういうふうなきめられておるわけですが、これに、私どもとしては、その他の金融機関という一項目を入れます、範圍を拡張してもらいたいということを、ぜひ、これは法律の修正になるわけですが、そのことをお願いしたいと思ふのですが、いかがですか。

○小山国務大臣 これは住宅公団と平仄を合わせてつくった法律でありますから、なるほどおっしゃる通りに、これは相互銀行も信用金庫も抜けております。この点は、ひとつ将来検討させていただきます。

○西宮委員 これは、すでにいままでそういう例がたぐさんあるのでありますから、むしろこれに抜けていることが手落ちだと思ふのですよ。いま

大臣の答弁も、そういう趣旨に聞き取れたわけなんです。ですから、ぜひともこれは、「銀行への預金又は郵便貯金」というのに、もう一つ、その他の金融機関というものを設けて、そこに労働金庫等を入れてもらいたい。これは、いま大臣の御答弁は、落ちたのが手落ちだというふうな御答弁でありましたので、ぜひそういうふうな修正してもらいたい。

○小山国務大臣 これは、私も実はうっかりしておつたのですが、住宅公団と平仄を合わせているということであれば、住宅公団のほうこそ直さなければならぬでしようし、そのために起こる何か支障その他があるかどうか、これはやはりちょっと検討してもらひませんかと、ちょっとここで即答いたしかねます。

○西宮委員 たとえば、いままでの年金福祉事業団法とか、中小企業退職金共済法であるとか、そういうものにはいづれも入つておるのであります。そうして現にそういう取り扱いをしているのでありますから、これはぜひともやつてもらいたい。いまお話の中にも出ておつたように、たとえば参議院段階でもできることですから、ぜひこの国会中にそれを再検討してもらひたいといふことを、ぜひお願いしたいと思ひます。もう一べんその答弁だけ聞いて、終わりにいたします。

○小山国務大臣 いずれにいたしましても、検討いたします。

○正示委員 本案に対する質疑は、これにて終局されんことを望みます。

○森山委員長 ただいまの正示啓次郎君提出の動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森山委員長 起立多数。よつて、本動議は可決され、本案に対する質疑は終局いたしました。

○森山委員長 次に、本案を討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、これより直ちに採決いたします。  
地方住宅供給公社法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森山委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。ただいま議決されました本案に関する委員会報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森山委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後四時七分散会

建設委員會議録第五号中正誤

ペジ 段行 誤

正

二 三 四 既応 即応  
八 四 六 しておい しておい、  
九 二 六 労使問題で 労使間で  
〃 〃 八 持つてくる建設 持つてくる。建  
〃 〃 〃 省は 設省は  
〇 二 一 言いよいものだ 言いよいものだ  
二 四 八 時確に 明確に  
二 三 三 参考人、に 参考人に

建設委員會議録第六号中正誤

ペジ 段行 誤

正

二 四 五 自活体 自治体  
三 一 三 意味が 意思が  
四 三 三 ますから ますから。  
五 三 三 公車 公庫  
六 二 三 全部自力で 全部自力で  
〃 〃 〃 組合の 組合の  
〃 〃 〃 受け内れて 受け入れて  
〃 〃 〃 一万戸 六万戸  
八 四 三 底地に 底地に  
〇 三 七 企画が 規格が  
〃 〃 〃 言のですが、 言うのですが、  
三 三 三 団体に 団体に

建設委員會議録第七号中正誤

ペジ 段行 誤

正

三 四 五 まだ二〇%で まだ二〇%で  
五 二 〇 何にもならぬ 何にもならぬ  
〃 〃 〃 流れを出す 流れ出す  
〃 〃 〃 民主の 民生の  
六 一 八 悪循環 悪循環  
〃 〃 〃 悪循環 悪循環  
〃 〃 〃 悪循環 悪循環

建設委員會議録第八号中正誤

ペジ 段行 誤

正

二 二 八 勾配の点 勾配の点  
三 四 元 御礼申をし上げ 御礼を申し上げ  
五 三 元 あると言いいい あると言っている  
七 四 元 連合審議会 連合審査会  
建設委員會議録第九号中正誤

ペジ 段行 誤

正

〇 二 三 静岡県下の 静岡県下に  
〃 〃 〃 本質は 本質は  
二 〇 四 五 進軍に 進軍に  
二 四 七 主眼に 主眼に

建設委員會議録第九号中正誤

ペジ 段行 誤

正

七 一 三 遊水池 遊水池  
八 一 四 まいっておりま まいっておりま  
〃 〃 〃 ります。 ります。  
〃 〃 〃 わけでありま わけでありま  
〃 〃 〃 す。 す。  
九 一 三 なるわけに なるわけに  
〃 〃 〃 になりませ になりませ  
〃 〃 〃 がま出したら、 がま出したら、  
〃 〃 〃 ことがございま ことがございま  
〃 〃 〃 す。 す。  
〃 〃 〃 いただきまして いただきまして  
〃 〃 〃 いただきます。 いただきます。  
〇 二 三 高騰等を 高騰等を  
〃 〃 〃 政令を 政令を

建設委員會議録第十号中正誤

ペジ 段行 誤

正

一 二 三 建設大臣 建設大臣  
〃 〃 〃 申し上ごます 申し上げます  
〃 〃 〃 いういうな いういうな  
六 三 元 金額貸し付け 金額貸し付け  
八 三 四 滞賃償却 滞賃償却